

大泉町一般廃棄物処理基本計画（素案）

令和6年2月

大泉町

目 次

大泉町一般廃棄物処理基本計画

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨及び目的	1
第2節 計画の概要	1
ごみ処理基本計画	
第1章 基本的事項	6
第1節 計画策定の背景	6
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の範囲	7
第2章 ごみ処理の現況	8
第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー	8
第2節 ごみ処理体制	10
第3節 ごみ排出量の実績及びごみの性状	11
第4節 減量化・再生利用施策	15
第5節 収集・運搬の状況	17
第6節 中間処理の状況	19
第7節 最終処分の状況	24
第8節 温室効果ガス排出状況	26
第9節 ごみ処理経費の状況	27
第10節 ごみ処理の評価	29
第3章 ごみ処理行政の動向	34
第1節 国のごみ処理行政の動向	34
第2節 群馬県のごみ処理行政の動向	35
第4章 課題の抽出	37
第1節 排出抑制・資源化に関する課題	37
第2節 中間処理に関する課題	37
第3節 最終処分に関する課題	37
第5章 基本理念・基本方針	38
第1節 基本理念	38
第2節 基本原則	39
第3節 基本方針	39
第6章 目標値の設定	40
第1節 数値目標	40
第2節 排出抑制・資源化目標	40
第7章 ごみ発生量及び処理量の見込み	42
第1節 ごみ発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）	42

第2節	ごみ発生量及び処理量の見込み（目標達成時の場合）	46
第8章	ごみの排出抑制方策	50
第9章	将来のごみ分別区分及びごみ処理フロー	54
第1節	将来のごみ分別区分	54
第2節	将来のごみ処理フロー	55
第10章	ごみの適正処理計画	56
第1節	収集運搬計画	56
第2節	中間処理計画	56
第3節	最終処分計画	59
第11章	ごみ処理施設の整備計画	60
第1節	施設整備の概要	60
第2節	事業費及び財源計画	60
第3節	施設整備スケジュール	61
第12章	その他の計画	62
第1節	事業者の協力	62
第2節	災害廃棄物対策	62
第3節	不法投棄・不適正処理対策	62

生活排水処理基本計画

第1章	基本的事項	63
第1節	計画策定の背景	63
第2節	計画の位置づけ	63
第3節	計画の範囲	64
第2章	生活排水の概況	65
第1節	生活排水処理体制	65
第2節	下水道	65
第3節	浄化槽等の収集運搬体制	66
第4節	浄化槽等の中間処理状況	67
第5節	浄化槽等の最終処分状況	69
第3章	生活排水処理の基本方針と基本的な取組	71
第1節	生活排水処理の基本方針	71
第2節	生活排水処理の基本的な取組	71
第3節	計画の見直し	72

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨及び目的

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村は、区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないと規定されています。

また、同法施行規則においては、一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業を定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成するとしています。

これらを受け、本町における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものとして、大泉町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という）を策定するものです。

第2節 計画の概要

第1項 法体系

国では、環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法（平成5年法律第91号）」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」を制定しました。また、廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図っています。

第2項 計画の位置づけ

図1-1で示すとおり、一般廃棄物処理計画は、基本計画、実施計画ともにごみに関する部分と生活排水（し尿等及び生活雑排水）に関する部分で構成するものであることから、本計画については、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成するものとします。

また、本町では、近隣市町や一部事務組合等との連携を図りながら一般廃棄物処理計画を策定するものとします。なお、一般廃棄物処理計画には、以下に掲げる事項を定めるものとします。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
6. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

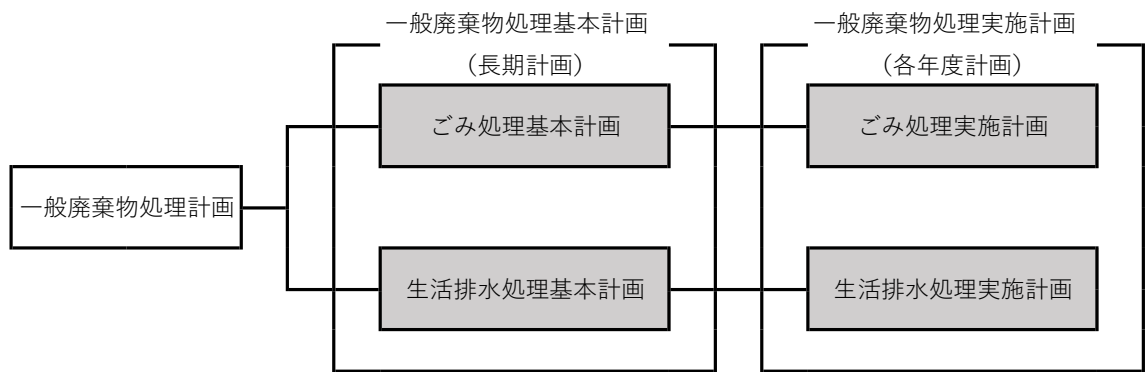


図 1-1 計画の構成

策定にあたっては、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「環境基本計画」をはじめとする以下に示した国及び県の関連計画等や、本町のまちづくりにおける最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」及び、良好な環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「大泉町環境基本計画」と整合を図っています。なお、それぞれの相関を、図 1-2 に示します。

(1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。平成 30 年に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、第三次計画で進められた各施策に加え、2015(平成 27)年の国連サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標 (SDGs)」の考え方や頻発する大規模災害への対応を念頭に置いた「持続可能な社会づくりと統合的な取組」、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の推進と環境再生」、「災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」を骨子とした取組を示しています。

(2) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針 (平成 13 年環境省告示第 34 号) (以下「廃棄物処理法基本方針」という。))」が定められています。廃棄物処理法基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

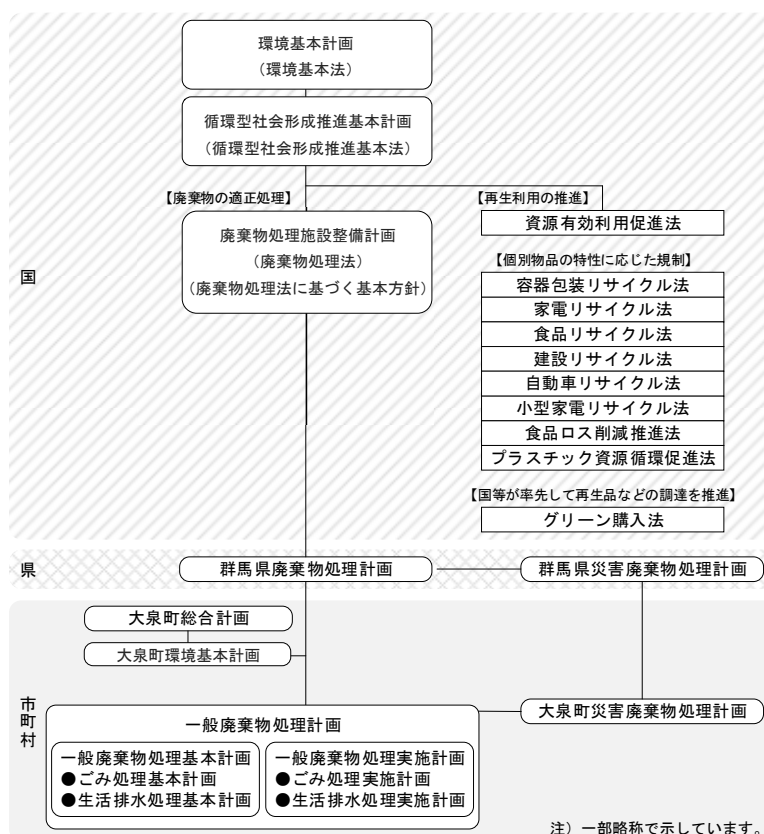
(3) 群馬県循環型社会づくり推進計画 (令和 4 年 3 月第三次計画策定)

群馬県では、県が目指すべき循環型社会の姿を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すために「群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しています。群馬県循環型社会づくり推進計画では、基本方針を次のように定めています。

《基本方針》

群馬県が目指す循環型社会の姿に向けて、県民、市民活動団体等、事業者、行政の各主体が役割を分担し、それぞれが自主的に互いに連携、協働して、次の5つの基本目標に基づき取組を進めます。

1. 持続可能な社会づくりを目指した環境・経済・社会を統合した取組
2. 県民等各主体相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進
3. 「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現
4. 地域循環共生圏の形成による地域創生の実現
5. 大規模災害時にも対応できる広域処理体制の強化



資料：「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）

図1-2 関係計画等と本計画との相関

以下に正式名称を示します。

廃棄物処理法に基づく基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法

食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律

小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

食品ロス削減推進法：食品ロスの削減の推進に関する法律

グリーン購入法：国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律

群馬県廃棄物処理計画：群馬県循環型社会づくり推進計画

第3項 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、町内全域とします。

第4項 計画の期間

「大泉町一般廃棄物処理基本計画」（平成 26 年 3 月策定）（以下「前計画」という。）の期間は平成 26 年から令和 10 年度までの 15 年間としていましたが、これまでの取組及び検証結果を踏まえ、本計画の期間については、令和 6 年度を初年度とし、令和 20 年度までの 15 年間とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとします。

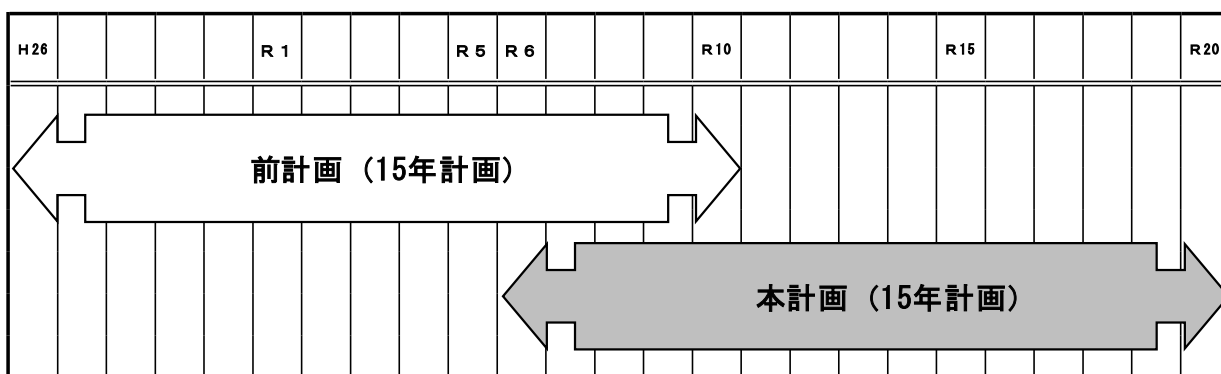


図 1-3 本計画の期間

ごみ処理基本計画

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法、資源有効利用促進法の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、令和4年度には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、2015(平成27)年に行われた国連総会では2030(令和12)年までの新たな目標としてSDGsが採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本国等の先進国が率先して取り組むことを目標としました。また、令和2年には脱炭素社会を目指すための温室効果ガス削減目標として、2050(令和32)年カーボンニュートラル*達成を掲げ、急速な取組が進められています。

このような状況の中、本町においても、ごみの衛生的かつ安全な処理や資源循環を継続することで、SDGsの理念を踏まえた取組を進めるとともに、持続可能な社会の形成の推進を目指します。

*カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。

第2節 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理と生活排水処理の2編で構成されます。

ごみ処理基本計画は、一般廃棄物のうち、ごみ処理についての基本計画を定めます。

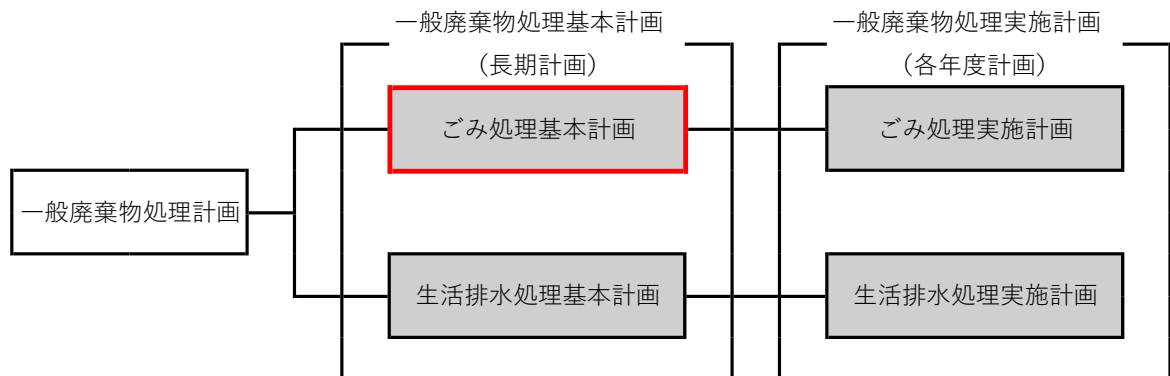
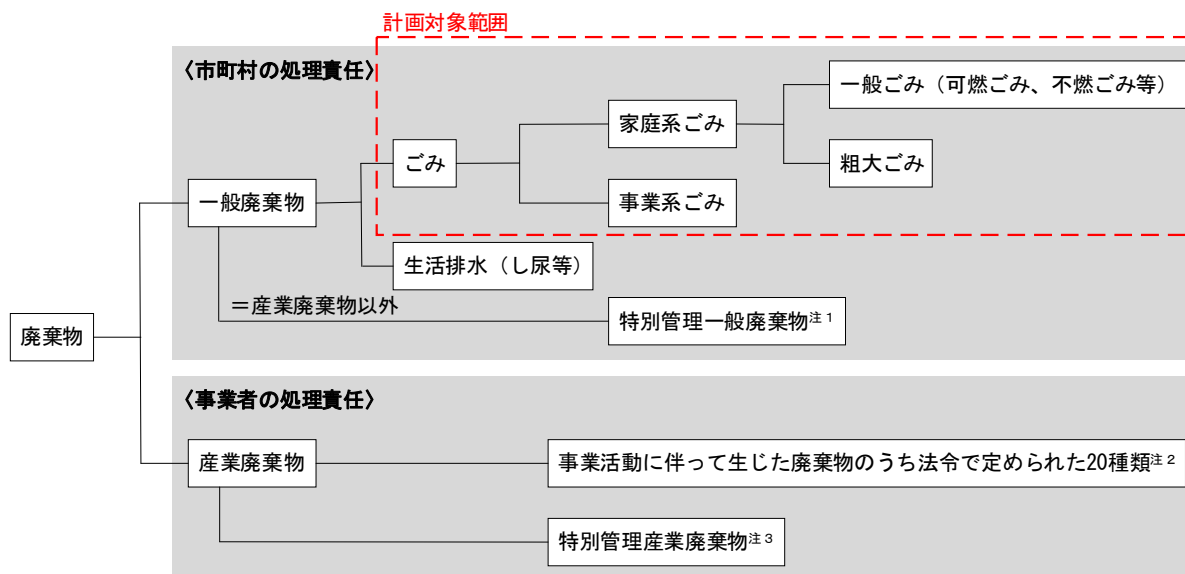


図1-1 計画の位置づけ

第3節 計画の範囲

ごみ処理基本計画の範囲は、図1-2に示す本町の一般廃棄物のうち、「ごみ」とします。



注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

注2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類。燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋸さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

注3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料：環境省

図1-2 廃棄物の区分





第2章 ごみ処理の現況

第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー

第1項 ごみの分別区分

本町のごみの分別区分（分別収集分）を、表2-1に示します。分別区分の大きくは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び危険ごみです。

表2-1 分別区分（分別収集分）（令和5年4月時点）

分別区分	主なごみの種類		
可燃ごみ(燃えるごみ)	リサイクルに適さない紙類、木くず、衣類、布、台所から出る生ごみ など		
不燃ごみ(燃えないごみ)	金属類（鍋、フライパンなど）、ガラス類、割れたビン、汚れたカン など		
不燃性粗大ごみ	大型の燃えないごみ など		
可燃性粗大ごみ	大型の燃えるごみ など		
資源ごみ	ペットボトル	PET識別マークがあるプラスチックボトル 例)食品用	
	白色トレイ	プラ識別マークがあるもの 白色(真っ白)の発泡スチロール製の食品用トレイ 例)鮮魚、精肉、惣菜、青果など	
	紙パック	紙パック識別マークがあるもの 例)牛乳パック、果汁ジュースなど	
	その他プラスチック(容器包装類)	プラ識別マークがあるもの 例)品物が包まれた容器包装類、色つきトレイ、卵や豆腐のパック、シャンプー等のボトル類、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロールなど	
	ビン	無色透明・茶色・その他の色 例)食品用、化粧品用	
	カン	スチール・アルミ 例)食品用	
	紙類	古新聞・古雑誌・段ボール・その他の紙	
	布類	古布	
危険ごみ	乾電池	筒型・ボタン乾電池・充電用電池	
	電子たばこ	電子たばこ・加熱式たばこ	
	蛍光管・電球 体温計・血圧計 (水銀含む)	蛍光管(直管・環状・LEDタイプ)、電球、水銀体温計・血圧計、電子体温計・血圧計	
	ライター	使い捨てライター など	
	スプレー缶・カセットボンベ	化粧品・整髪料・塗料・殺虫剤・消臭剤 など	

分別収集以外の拠点回収及び集団回収の品目を、表2-2に示します。集団回収で対応していない品目は、拠点回収で対応しています。

表 2-2 拠点回収及び集団回収（令和 5 年 4 月時点）

	品目	対応状況
拠点回収	紙類	
	布類	○
	缶類	
	びん類	
	ペットボトル	
	白色トレイ	
	プラスチック製容器包装	
	プラスチック製品	
	危険ごみ	
	剪定枝	○
	金属類	
	小型家電	
	食品残渣	
	廃食用油	○
	陶磁器	
集団回収	紙類	○
	紙パック	
	金属類	○
	ガラス類	○
	布類	○

第2項 ごみ処理フロー

ごみ処理フローを、図 2-1 に示します。

可燃ごみは、太田市外三町クリーンプラザで焼却処理し、焼却灰等は民間業者の処理施設で溶融・焼成資源化を行っています。

不燃・粗大ごみ及び資源ごみは、太田市外三町リサイクルプラザで破砕・選別し、破砕可燃はクリーンプラザで焼却処理、破砕残渣及びガラス・陶磁器類は民間業者で最終処分し、資源物は資源化しています。なお、紙類（古新聞・古雑誌・段ボール・その他の紙）、古布については太田市外三町リサイクルプラザを通さず直接資源化しています。

大泉町外二町環境衛生施設組合の最終処分場では、処分場内で発生した脱水汚泥等を処理しています。

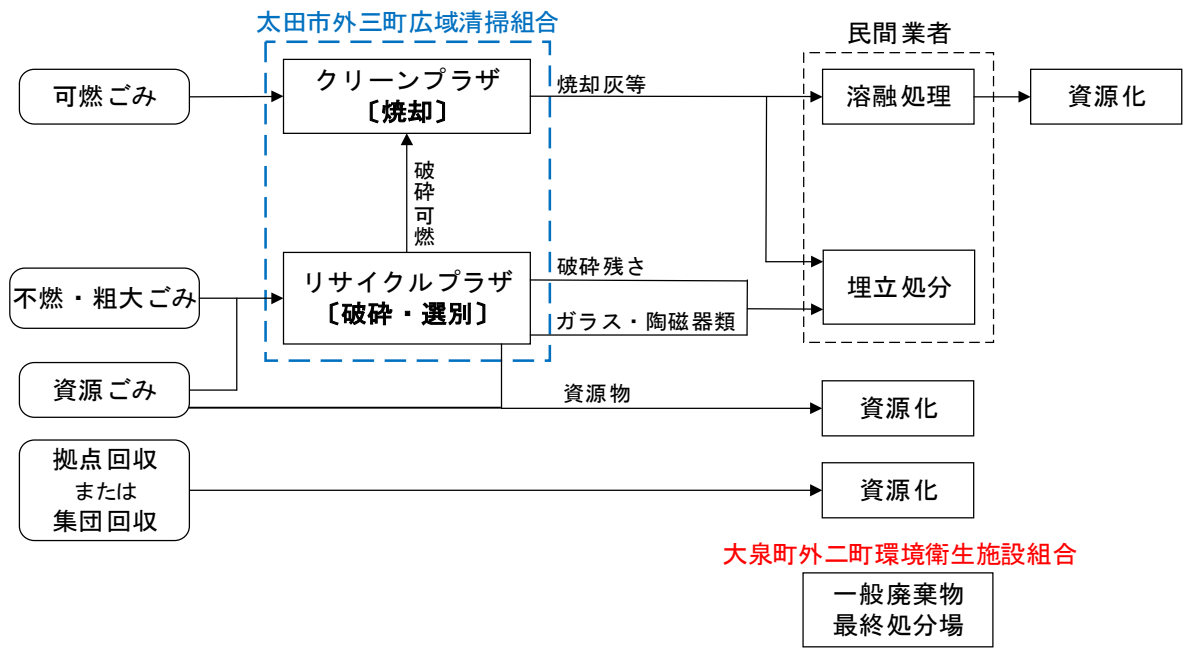


図 2-1 ごみ処理フロー（令和 5 年 4 月時点）

第2節 ごみ処理体制

本町は主にごみを収集して中間処理施設に持ち込むまでを担当し、中間処理施設である太田市外三町広域清掃組合の処理施設で適正に処理を行っています。

大泉町外二町環境衛生施設組合は、主に最終処分場の維持管理を行っています。表 2-3 に本町と各組合の役割分担を整理します。

表 2-3 町及び組合の役割分担

分類	実施内容	役割分担		
		町	太田市外三町広域清掃組合	大泉町外二町環境衛生施設組合
排出抑制	排出抑制施策（助成・啓発等）の実施	○	○	○
資源化	資源化施策（助成・啓発等）の実施	○	（啓発）	（啓発）
	資源拠点回収等の設置・運営	○		
	民間資源化事業者への処理委託	○		
	中間処理段階での資源化・エネルギー化		○	
収集・運搬	ごみステーション新設・廃止等の管理	○		
	ごみの収集・運搬	○		
中間処理	中間処理施設の管理・運営		○	
	処理残渣等の民間業者への資源化等		○	
最終処分	最終処分場の管理・運営			○
	民間業者への最終処分委託		○	

第3節 ごみ排出量の実績及びごみの性状

第1項 ごみ排出量の実績

本町のごみ排出量実績を、表 2-4 及び図 2-2 に示します。ごみ総排出量及び原単位ともに平成 26 年度から平成 29 年度にかけては減少傾向を、平成 30 年度から令和 2 年度までは増加傾向を示していますが、令和 3 年度に大きく減少しています。令和 3 年度における減少の要因のひとつに、令和 3 年度から太田市外三町広域清掃組合での処理に伴い、自己搬入する一般家庭ごみに対し、手数料を徴収するようになったことが考えられます。

表 2-4 ごみ排出量の実績

(単位：t/年)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
人口 (人)	40,764	40,988	41,197	41,462	42,025	41,757	41,858	41,891	41,770	41,801	
家庭系ごみ	可燃ごみ	11,669	11,608	11,535	11,176	10,948	10,755	10,922	10,977	10,538	10,586
	不燃ごみ	448	461	465	435	389	448	459	516	469	403
	資源ごみ	964	922	704	689	696	1,130	1,081	1,461	1,013	1,006
	その他ごみ	18	18	17	16	16	15	23	26	27	22
	粗大ごみ	103	91	100	102	105	102	267	285	216	189
	集団回収	383	361	331	328	312	312	291	75	74	68
	計	13,585	13,461	13,152	12,746	12,466	12,762	13,043	13,340	12,337	12,274
事業系ごみ	可燃ごみ	3,445	4,100	3,625	3,633	3,383	3,372	3,442	3,353	2,667	2,830
	不燃ごみ	54	42	16	10	7	9	11	9	11	20
	資源ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他ごみ	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
	粗大ごみ	2	1	0	0	0	10	18	33	45	47
計	3,501	4,143	3,641	3,643	3,390	3,391	3,474	3,395	2,723	2,897	
総計	17,086	17,604	16,793	16,389	15,856	16,153	16,517	16,735	15,060	15,171	
原単位 (g/人・日)	1,148	1,177	1,114	1,083	1,034	1,060	1,078	1,094	988	994	

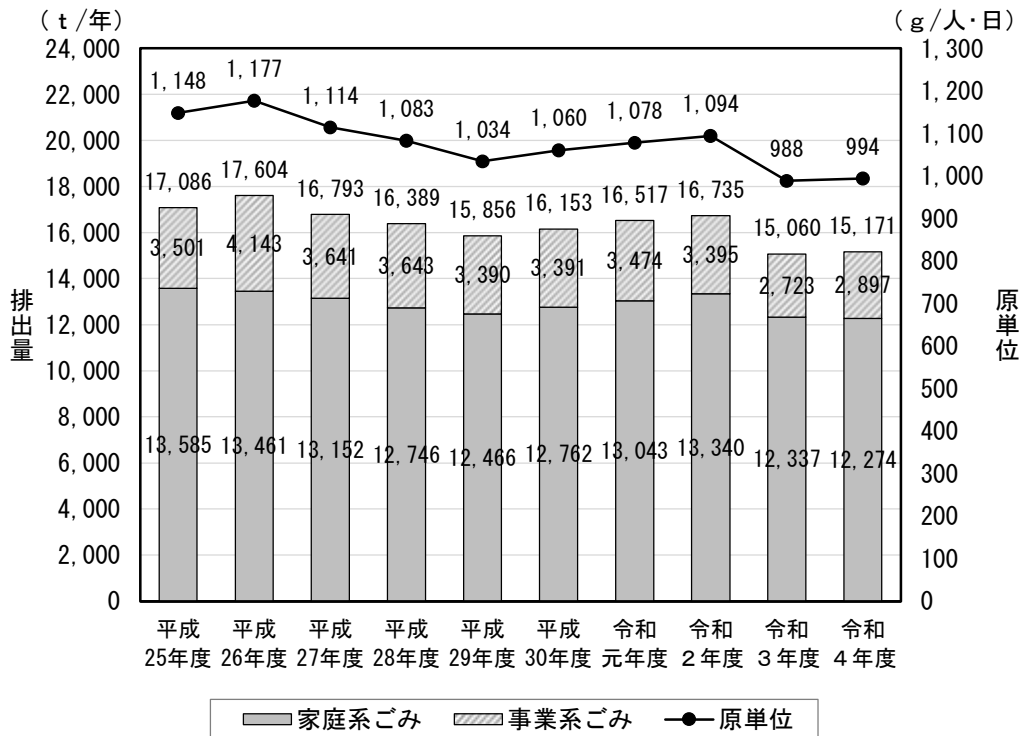


図 2-2 ごみ排出量の推移

第2項 ごみの性状

ごみの性状として、焼却施設のごみ組成分析結果を整理します。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の可燃ごみのごみ組成分析結果を、表2-5に示します。ただし、大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設は令和3年度に廃止しているため、令和2年度までを大泉町外二町清掃センター、令和3年度以降は太田市外三町クリーンプラザの数値を整理します。

可燃ごみのごみ組成（乾ベース*）の推移を、図2-3に示します。「紙・布類」は増加傾向、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」及び「ちゅう芥類」は減少傾向を示しています。

三成分の推移は図2-4に示すとおりで、「水分」は減少傾向、「可燃分」は増加傾向を示しています。

低位発熱量*の推移を図2-5に示します。

*乾ベースとは、排出されたごみから水分を取り除いた状態を意味します。

*低位発熱量とは、燃料中の水素から生成する水や本来含まれる水分の蒸発熱を総発熱量から差し引いたものを意味し、燃焼状態の管理やエネルギー収支の把握に用いられます。

表2-5 可燃ごみのごみ組成分析結果

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ組成成分分析結果	紙・布類	%	47.5	43.5	49.7	45.4	58.1
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	25.7	32.9	26.4	23.2	20.8
	木、竹、わら類	%	9.9	15.2	12.8	17.6	8.3
	ちゅう芥類	%	11.9	4.3	5.7	4.3	6.5
	不燃物類	%	0.0	2.2	1.3	2.4	1.5
	その他	%	5.0	1.9	4.1	7.1	4.8
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量	kg/m ³	132.8	120.8	119.3	124.3	122.8	
三成分	水分	%	47.1	45.4	41.85	41.8	36.1
	可燃分	%	48.7	49.7	53.00	51.3	57.3
	灰分	%	4.2	4.9	5.15	6.9	6.6
	計	%	100.0	100.0	100.00	100.0	100.0
低位発熱量(実績値)	kJ/kg	9,283	10,225	12,283	9,515	11,408	

注) 令和2年度までは大泉町外二町清掃センター、令和3年度以降は太田市外三町クリーンプラザの数値を示します。

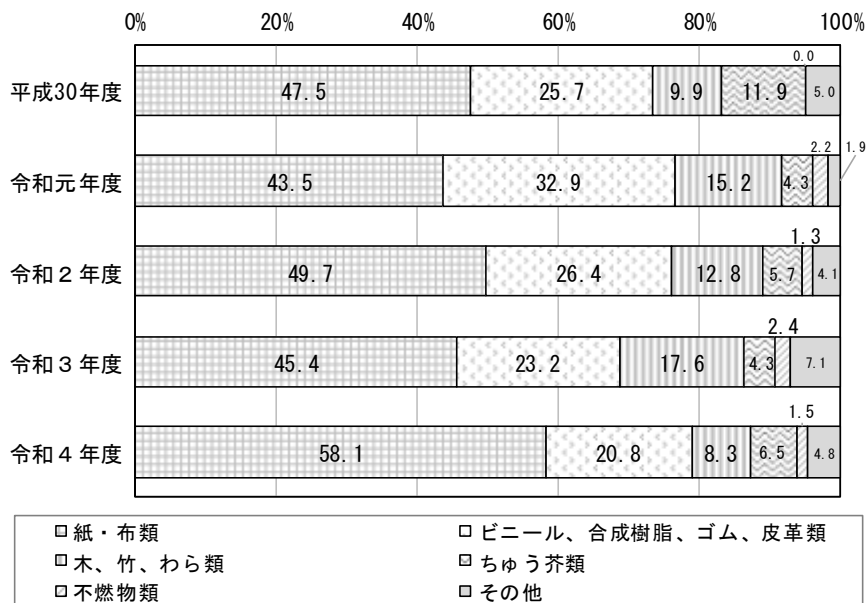


図 2-3 可燃ごみのごみ組成（乾ベース）の推移

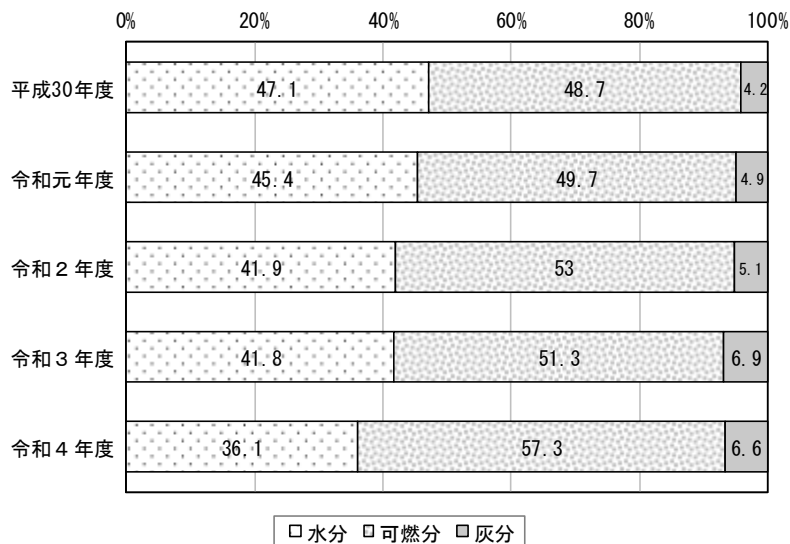


図 2-4 三成分の推移

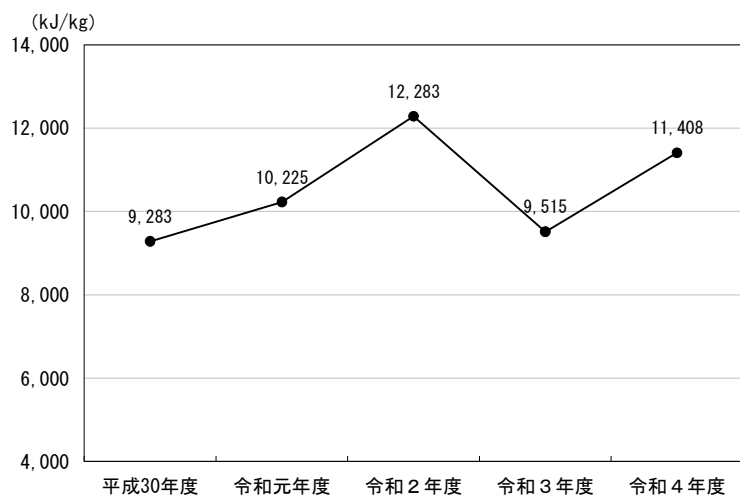


図 2-5 低位発熱量の推移

【考察】

ここで、ごみの種類ごとの含水率を設定し、排出源である湿ベース*のごみ組成を予測したものを、表2-6及び図2-6に示します。「紙・布類」が約40%、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が約14%、「木、竹、わら類」が10%、「ちゅう芥類」が32%になります。

*湿ベースとは、ごみが排出されたままの水分を含んだ状態を意味します。

表2-6 ごみ組成（湿ベース）（令和4年度）

	乾ベース ごみ質	含水率	湿ベース ごみ質	設計要領 含水率(参考)
紙・布類	58.1	7.8	40.3	5.7
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	20.8	2.6	13.6	1.9
木、竹、わら類	8.3	47.1	10.0	34.5
ちゅう芥類	6.5	87.0	32.0	63.8
不燃物類	1.5	0.1	1.0	0.1
その他	4.8	0.1	3.1	0.1
水分	36.1	—	36.1	—

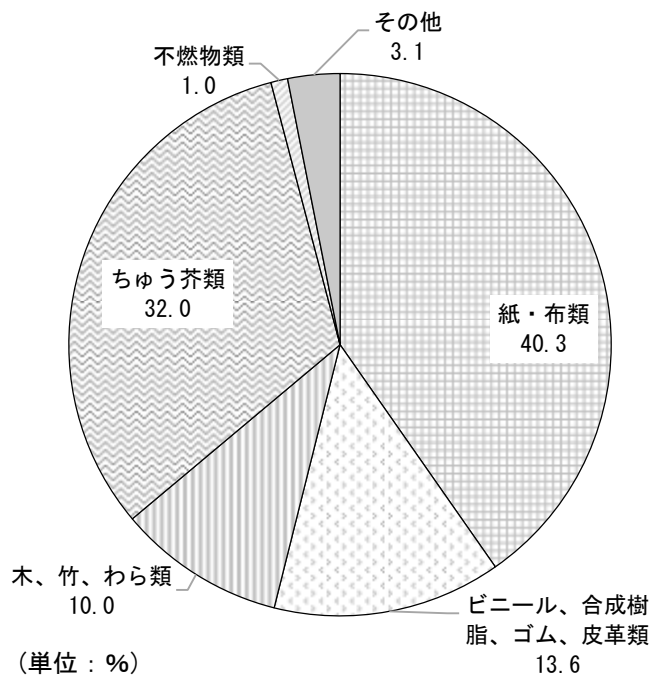


図2-6 ごみ組成（湿ベース）（令和4年度）

第4節 減量化・再生利用施策

本町のごみの減量化・再生利用の主な施策を、表2-7に示します。

表2-7 主な減量化・再生利用施策

施策等	事業概要
生ごみ処理機器等購入費及び利用料補助金制度	生ごみの減量化を効果的に推進するために、生ごみ処理機器の購入費及びレンタル利用料の一部を補助します。
マイバッグ持参の推奨	レジ袋の削減への取組を拡充するため、マイバッグを利用し、レジ袋及び過剰包装を断る行動を推奨しています。
資源ごみの分別収集	ごみからできる限り資源物をリサイクルすることが重要であり、資源ごみの分別収集を行っています。
資源ごみ回収奨励金制度	町内の自治会や育成会などの団体が資源として再利用できる家庭ごみを回収する活動に対して、奨励金を交付します。
廃食用油の回収	ペットボトルなどに入れて、環境整備課の窓口等で回収します。
古着・古布の回収	ビニール袋などに入れて、環境整備課の窓口等で回収します。
小型家電の回収	役場等を会場としたイベント回収を実施します。
剪定枝等の資源化	ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を目的に、剪定枝等をリサイクル業者へ自己搬入し資源化を行っています。
環境教育の継続	主に小学生を対象とした学校の授業での環境教育を継続します。
広報・啓発	広報紙、回覧、ホームページ等を活用し、更なる減量化・再生利用を推進します。
「太田市外三町広域ごみ分別アプリ」の活用	太田市外三町広域清掃組合で作成した、ごみの分別アプリ「太田市外三町広域ごみ分別アプリ」の活用を推進します。
「太田おもちゃ病院」の利用	主にお子様向けの壊れたおもちゃを無料で修理することで、ごみの排出抑制を推進します。 太田本院：太田市外三町リサイクルプラザ内 大泉分院：いずみの杜内

① 家庭系資源ごみ

家庭系資源ごみ量の内訳を、表2-8に示します。

表2-8 家庭系資源ごみ分別収集量

		(単位：t/年)									
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家庭系資源ごみ	新聞	149	130	80	67	61	50	61	82	70	70
	雑誌	136	117	60	52	53	47	90	118	69	76
	ダンボール	127	114	81	75	76	71	99	136	114	115
	紙パック	8	8	8	6	5	7	6	7	7	6
	スチール缶	47	49	39	32	33	30	27	30	24	21
	アルミ缶	39	38	39	37	36	35	38	43	40	35
	びん	245	238	237	217	214	205	196	202	191	178
	ペットボトル	77	76	73	70	71	75	76	81	81	79
	白色トレイ	2	2	2	2	1	1	1	1	1	5
	プラ製容器包装	65	67	66	67	69	72	75	82	89	85
	布類	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
	剪定枝	0	0	0	0	0	466	408	676	323	333
	その他	68	82	18	63	76	70	3	1	3	2
	計	964	922	704	689	696	1,130	1,081	1,461	1,013	1,006

② 集団回収

集団回収量の内訳量を、表 2-9 に示します。

表 2-9 集団回収量

(単位：t/年)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
紙類	373	350	323	320	303	304	284	72	72	66
金属類	6	7	6	6	6	6	5	2	1	1
ガラス類	3	3	2	2	3	2	2	1	1	1
布類	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
計	383	361	331	328	312	312	291	75	74	68

第5節 収集・運搬の状況

第1項 排出形態等

本町のごみの分別区分と排出形態を、表 2-10 に示します。

表 2-10 排出形態等

		処理頻度	排出方法	
分別収集	可燃ごみ	週 2 回	透明・半透明のごみ袋	
	不燃ごみ	月 2 回、3 回	透明・半透明のごみ袋	
	ガラス類・陶磁器類	不燃ごみ扱い		
	金属類・小型家電	不燃ごみ扱い		
	粗大ごみ	随時	施設へ自己搬入	
	資源ごみ	古新聞・古雑誌・段ボール・その他の紙	月 2 回、3 回	ひもで十文字に縛る等
		古布	月 2 回、3 回	透明・半透明のごみ袋
		紙パック	月 2 回、3 回	青色ネット
		アルミ缶・スチール缶	月 2 回、3 回	緑色の収集袋
		ガラスびん	月 2 回、3 回	色別コンテナ
ペットボトル		月 2 回、3 回	青色の収集袋	
白色トレイ		月 2 回、3 回	白色ネット	
プラスチック製容器包装		月 2 回、3 回	灰色の収集袋	
有害・危険ごみ	月 2 回、3 回	蛍光灯、体温計：水色コンテナ スプレー缶、電池：オレンジ色コンテナ		
拠点回収	新聞・雑誌・段ボール・雑紙			
	古着・古布	平日		
	紙パック			
	アルミ缶・スチール缶			
	ガラスびん			
	ペットボトル			
	白色トレイ			
	プラスチック製容器包装			
	プラスチック製品			
	スプレー缶、ライター、蛍光管、電池類			
	剪定枝木・草	平日 第 1・3・5 土曜日		
	その他金属類（なべやフライパンなど）			
	小型家電			
	食品残渣			
	廃食用油	随時	ペットボトルなど	
陶磁器				

第2項 収集運搬量

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の収集運搬量を、表2-11に示します。

表2-11 収集運搬量

(単位：t/年)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家庭系ごみ	可燃ごみ	10,015	10,132	10,303	10,487	10,532
	不燃ごみ	448	458	516	457	394
	資源ごみ	699	590	676	687	668
	その他ごみ	15	23	26	27	93
	粗大ごみ	102	129	184	178	147
	計	11,279	11,332	11,705	11,836	11,834

第6節 中間処理の状況

ここでは、本町の中間処理について整理します。

第1項 中間処理施設の概要

中間処理は、現在、太田市外三町クリーンプラザ及び太田市外三町リサイクルプラザで適正に処理しています。その概要を、表 2-12 に示します。クリーンプラザは稼働後 2 年の新しい施設ですが、リサイクルプラザは稼働後約 20 年が経過しており、設備の老朽化が見られます。

また、現在廃止となった大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設の概要を、表 2-13 に示します。

表 2-12 中間処理施設の概要

施設名称	太田市外三町広域清掃組合	
	クリーンプラザ【焼却施設】	リサイクルプラザ【破碎選別施設】
所在地	太田市細谷町 604 番地の 1	
敷地面積	28,248m ²	17,200m ²
処理機及び処理能力	連続燃焼式ストーカ炉 330 t/日 (165 t/24h×2 炉)	73 t/5h ○不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理設備 45.0 t/5h ○可燃性粗大ごみ処理設備 9.5 t/5h ○資源ごみ処理設備 ペットボトル 4.0 t/5h 白色トレイ 0.5 t/5h 紙パック 1.0 t/5h その他プラスチック製容器包装 1.5 t/5h ○ビン類処理設備 11.5 t/5h 【併設工場】 ○社会福祉法人 杜の舎 カン類 8.5 t/5h
竣工	令和 3 年 4 月	平成 16 年 3 月

表 2-13 中間処理施設（廃止）の概要

施設名称	大泉町外二町環境衛生施設組合
	大泉町外二町清掃センター【焼却施設】
所在地	大泉町大字上小泉 330 番地の 1
敷地面積	27,017.5m ²
処理機及び処理能力	全連続式ストーカ炉 195 t/日 (97.5 t/24h×2 炉)
竣工	平成 4 年 1 月

第2項 中間処理量

(1) 焼却施設の処理量

① 三町（大泉町・千代田町・邑楽町）合計の処理量

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の焼却施設の処理量を、表2-14及び図2-7に示します。令和3年度より太田市外三町クリーンプラザで処理しており、熔融スラグ*の資源化により資源化量が大きくなっています。また、令和4年度の焼却処理量は24,688t、資源化量1,183t（焼却処理量に対し4.8%）、焼却残渣量1,045t（同4.2%）となっています。

*熔融スラグとは、焼却灰を高温で熔融したものを冷却・固化することでできる物質を意味します。

表2-14 焼却施設の処理量（三町合計）

			(単位：t/年)				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入量	直接焼却量	可燃ごみ	26,373	26,669	26,724	24,065	24,218
		資源ごみ	588	0	874	0	0
		粗大ごみ	149	293	279	0	0
		計	27,110	26,962	27,877	24,065	24,218
	粗大ごみ処理施設からの搬入	230	274	306	540	470	
計			27,340	27,236	28,183	24,605	24,688
焼却処理量			27,340	27,236	28,183	24,605	24,688
処理後	資源化量	紙類	55	0	79	0	0
		金属類	20	27	18	4	29
		プラスチック類	2	0	0	0	0
		熔融スラグ	0	0	0	1,540	1,057
		その他	531	0	795	131	97
	計	608	27	892	1,675	1,183	
焼却残渣量			3,385	3,372	2,726	1,193	1,045

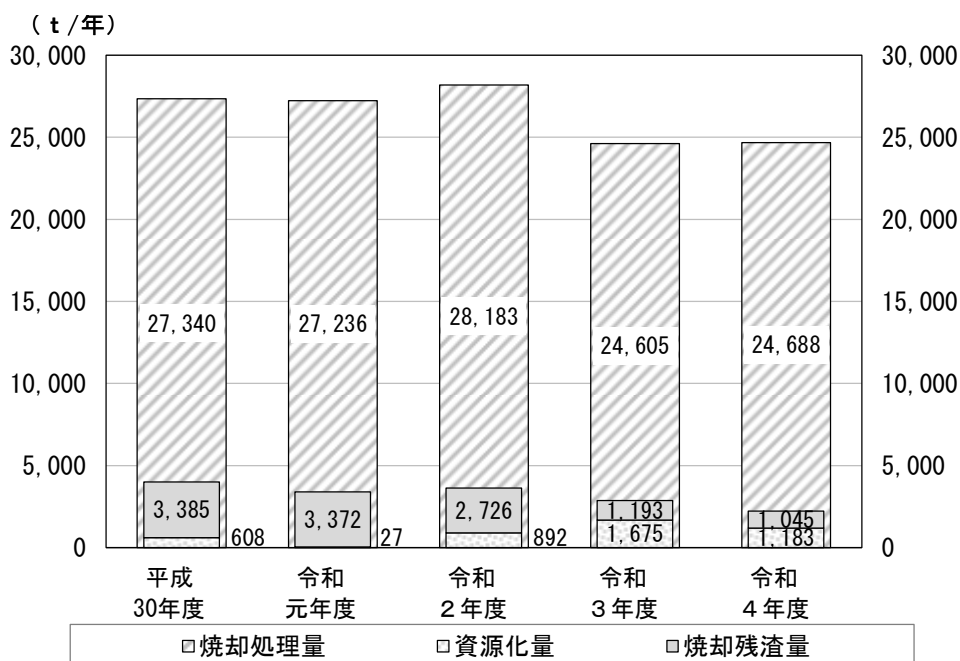


図2-7 焼却処理量等の推移（三町合計）

② 本町の処理量

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の焼却施設の処理量を、表2-15及び図2-8に示します。令和4年度の焼却処理量は13,672 t、資源化量659 t（焼却処理量に対し4.8%）、焼却残渣量934 t（同6.8%）となっています。

表2-15 焼却施設の処理量

			(単位：t/年)				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入量	直接焼却量	可燃ごみ	14,127	14,364	14,330	13,205	13,415
		資源ごみ	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	155	132	0	0
		計	14,127	14,519	14,462	13,205	13,415
	粗大ごみ処理施設からの搬入	120	143	160	285	257	
計			14,247	14,662	14,622	13,490	13,672
焼却処理量			14,247	14,662	14,622	13,490	13,672
処理後	資源化量	紙類	0	0	0	0	0
		金属類	11	15	10	2	16
		プラスチック類	0	0	0	0	0
		溶融スラグ	0	0	0	844	589
		その他	0	0	0	72	54
	計	11	15	10	918	659	
焼却残渣量			1,803	1,816	1,739	654	934

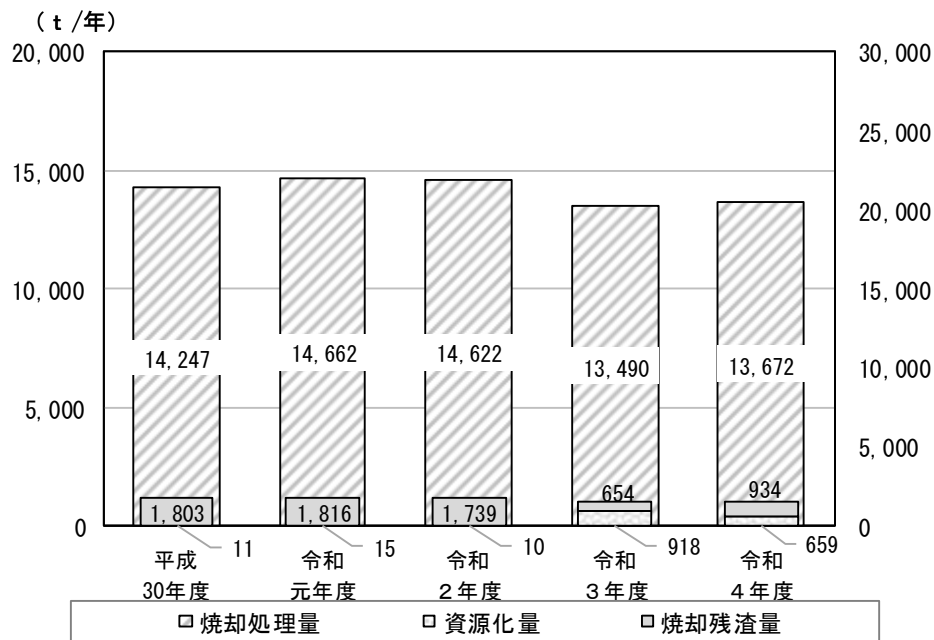


図2-8 焼却処理量等の推移

(2) 粗大ごみ処理施設の処理量

① 三町合計の処理量

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の太田市外三町リサイクルプラザの処理量及び処理内訳を、表2-16及び図2-9に示します。処理量は令和3年度までは増加傾向を示し、令和4年度は減少しており、処理内訳を見ると、令和4年度において資源化量1,210t（59.7%）、焼却処理量470t（23.2%）、最終処分量311t（15.3%）となっています。

表2-16 粗大ごみ処理施設の処理量及び処理内訳（三町合計）

		(単位：t/年)					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
搬入量	不燃ごみ	874	895	1,020	821	715	
	資源ごみ	815	803	850	921	741	
	その他ごみ	29	47	49	57	122	
	粗大ごみ	223	262	367	499	449	
	計	1,941	2,007	2,286	2,298	2,027	
処理量		1,941	2,007	2,286	2,327	2,027	
処理後	資源化量	紙パック	13	13	13	13	11
		金属類	528	552	638	486	400
		ガラス類	394	375	387	362	324
		ペットボトル	144	146	155	154	144
		白色トレイ	1	1	2	2	4
		容器包装プラスチック	138	144	156	168	155
		その他	30	45	49	177	172
		計	1,248	1,276	1,400	1,362	1,210
	焼却処理量	230	274	306	540	470	
処理残渣（最終処分量）		463	457	580	425	311	

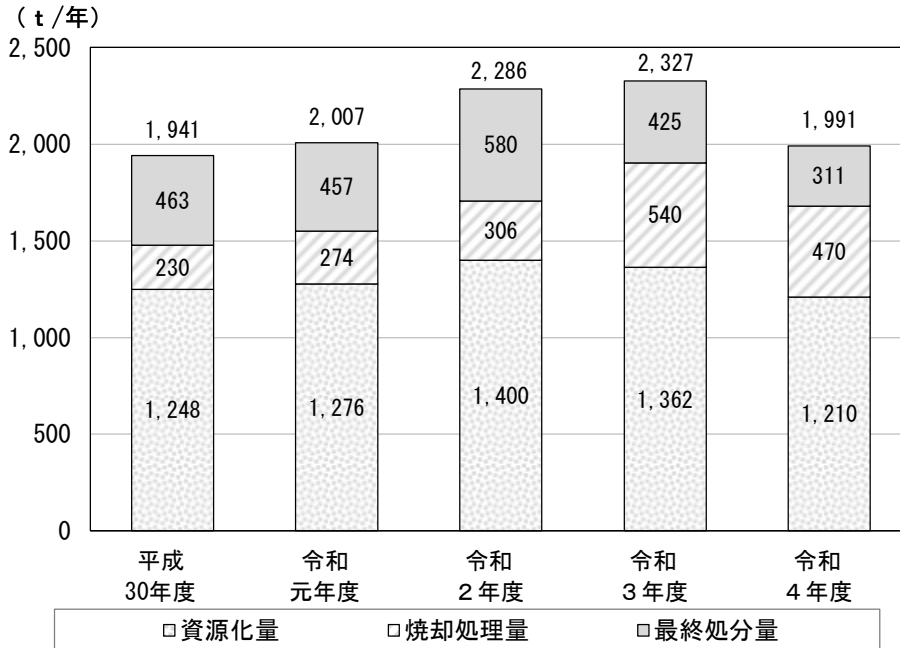


図2-9 粗大ごみ処理施設（処理後内訳）の推移（三町合計）

② 本町の処理量

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の太田市外三町リサイクルプラザの処理量及び処理内訳を、表2-17及び図2-10に示します。処理量は三町合計と同様に令和3年度までは増加傾向を示し、令和4年度は減少しており、処理内訳を見ると、令和4年度において資源化量662t（57.1%）、焼却処理量257t（22.2%）、最終処分量240t（20.7%）となっています。

表2-17 粗大ごみ処理施設の処理量及び処理内訳

		(単位：t/年)					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
搬入量	不燃ごみ	457	470	525	480	424	
	資源ごみ	425	420	446	433	406	
	その他ごみ	15	26	26	27	93	
	粗大ごみ	112	130	186	261	236	
	計	1,009	1,046	1,183	1,201	1,159	
処理量		1,009	1,046	1,183	1,247	1,159	
処理後	資源化量	紙パック	7	7	7	7	6
		金属類	275	289	334	255	219
		ガラス類	205	196	203	191	178
		ペットボトル	75	76	81	81	79
		白色トレイ	1	1	1	1	2
		容器包装プラスチック	72	75	82	89	85
		その他	15	24	26	105	93
		計	650	668	734	729	662
	焼却処理量	120	143	160	285	257	
処理残渣（最終処分量）		239	235	289	233	240	

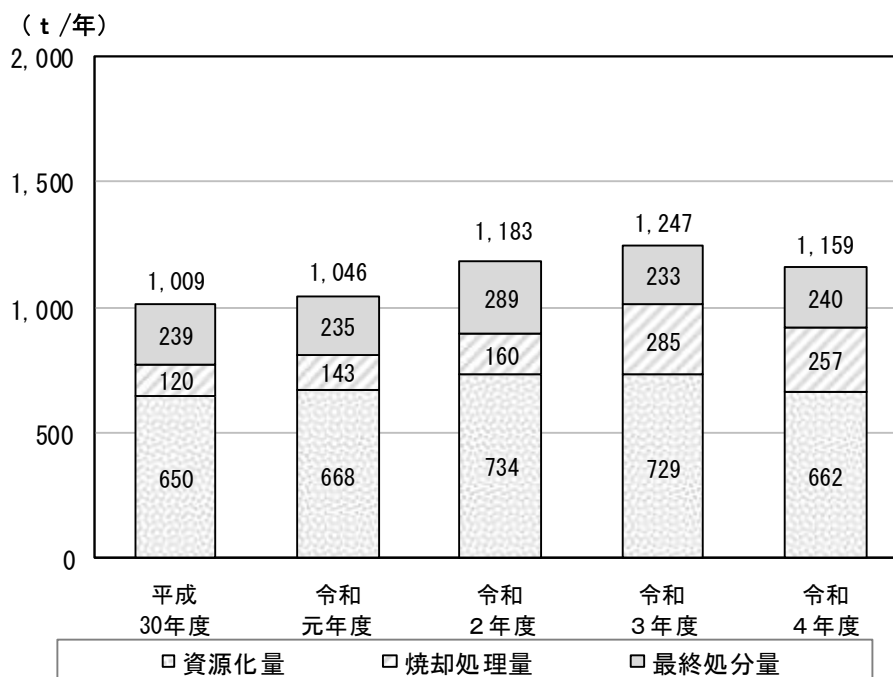


図2-10 粗大ごみ処理施設（処理後内訳）の推移

第7節 最終処分の状況

第1項 最終処分場の概要

大泉町外二町環境衛生施設組合は、邑楽町内に最終処分場を所有しており、処分場内で発生した脱水汚泥等を処理しています。施設の概要を、表 2-18 に示します。

表 2-18 最終処分場の概要

施設名称	大泉町外二町環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場
所在地	邑楽町大字狸塚 1731 番地 1
総面積	64,926m ²
埋立面積	23,600m ²
埋立容量	150,000m ³
埋立方法	サンドイッチ方式
埋立期間	平成 9 年度 ~ 令和 13 年度

第2項 最終処分量の実績

(1) 三町合計の最終処分量

ここで示す最終処分量は、三町合計の中間処理（太田市外三町クリーンプラザ（令和 2 年度以前は大泉町外二町清掃センター）及び太田市外三町リサイクルプラザ）後の埋立処分量を整理します。埋立対象物は、焼却残渣及び破碎残渣です。これらの処分先は民間の最終処分場で埋立処分を行っています。

過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）の最終処分量の実績を、表 2-19 及び図 2-11 に示します。埋立処分量は減少傾向を示しており、特に令和 3 年度からの太田市外三町クリーンプラザでの処理開始に伴い、焼却残渣中の溶融スラグ資源化により資源化量が増加したことで、令和 3 年度以降は令和 2 年度以前と比較し大きく減少しています。

表 2-19 最終処分量の実績（三町合計）

（単位：t/年）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却残渣	3,385	3,372	2,726	1,193	1,045
処理残渣 粗大ごみ処理施設	463	457	580	425	311
計	3,848	3,829	3,306	1,618	1,356

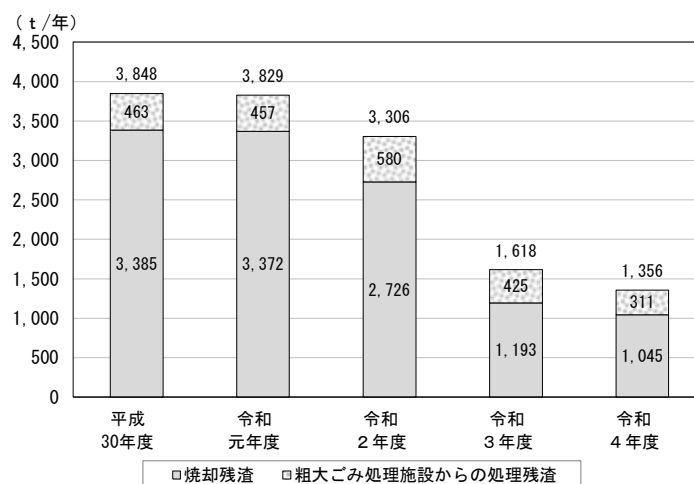


図 2-11 最終処分量の推移（三町合計）

(2) 本町の最終処分量

本町の間接処理（太田市外三町クリーンプラザ（令和2年度以前は大泉町外二町清掃センター）及び太田市外三町リサイクルプラザ）後の埋立処分量を整理します。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の最終処分量の実績を、表2-20及び図2-12に示します。埋立処分量は三町合計と同様に減少傾向を示しており、特に令和3年度からの太田市外三町クリーンプラザでの処理開始に伴い、焼却残渣中の溶融スラグ資源化により資源化量が増加したことで、令和3年度以降は令和2年度以前と比較し大きく減少しています。

表2-20 最終処分量の実績

(単位：t/年)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却残渣	1,803	1,816	1,739	654	934
処理残渣 粗大ごみ処理施設	239	235	289	233	240
計	2,042	2,051	2,028	887	1,174

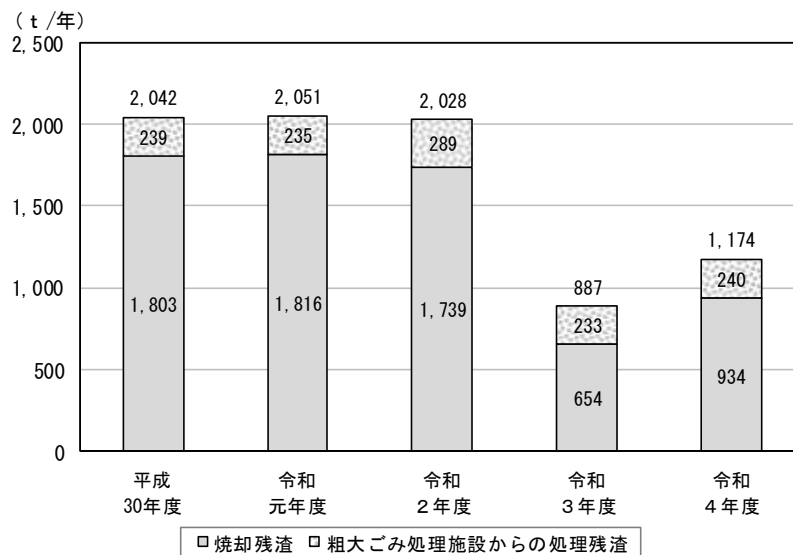


図2-12 最終処分量の推移

第8節 温室効果ガス排出状況

燃料使用量や焼却処理量等から、太田市外三町クリーンプラザ（令和2年度以前は大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設）での処理及び大泉町外二町環境衛生施設組合の最終処分場における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を算出結果を、表2-21に示します。温室効果ガス排出量（総量）の推移をみると、太田市外三町クリーンプラザで処理を開始した令和3年度に前年度より約2,400 t-CO₂/年減少しています。

表2-21 温室効果ガス排出量

施設	項目	単位	排出係数等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
焼却施設	A重油	使用量	ℓ/年	0.00271 t-CO ₂ /ℓ	86,000	75,000	72,000	0	0
		CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年		233	203	195	0	0
	電気	使用量	kwh/年	0.000451 t-CO ₂ /kwh	2,974,746	2,985,987	3,016,649	2,410,114	2,507,911
		CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年		1,380	1,385	1,400	1,118	1,164
	焼却由来	焼却処理量	t/年		27,340	27,236	28,183	24,605	24,955
		プラ焼却量	t/年	焼却量×18.1%×80%	3,959	3,944	4,081	3,563	3,613
		プラ由来CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	2.77 t-CO ₂ /t	10,966	10,925	11,304	9,870	10,008
		合成繊維焼却量	t/年	焼却量×8.65%×80%×53.2%	774	771	798	696	706
		合成繊維由来CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	2.29 t-CO ₂ /t	1,772	1,766	1,827	1,594	1,617
		焼却に伴うCH ₄ 排出量		0.00000095 t CH ₄ /t	0.026	0.026	0.027	0.023	0.024
		CO ₂ 換算	t-CO ₂ /年	25換算係数	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6
		焼却に伴うN ₂ O排出量		0.0000567 t N ₂ O/t	2	2	2	1	1
		CO ₂ 換算	t-CO ₂ /年	298換算係数	596	596	596	298	298
		計	t-CO ₂ /年		13,335	13,288	13,728	11,763	11,924
合計	t-CO ₂ /年		14,948	14,876	15,323	12,881	13,088		
最終処分場	灯油	使用量	ℓ/年	0.00249 t-CO ₂ /ℓ	21,000	12,000	12,000	6,000	24,000
		CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年		52	30	30	15	60
	軽油	使用量	ℓ/年	0.00258 t-CO ₂ /ℓ	50	360	150	814	1,662
		CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年		0.13	0.93	0.39	2.10	4.29
	電気	使用量	kwh/年	0.000451 t-CO ₂ /kwh	282,229	296,999	305,324	286,717	284,595
		CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年		131	138	142	133	132
合計	t-CO ₂ /年		183	169	172	150	196		
総計	t-CO ₂ /年		15,131	15,045	15,495	13,031	13,284		
1人1日当たり温室効果ガス排出量			kg/人・日		0.519	0.517	0.535	0.452	0.463

注）排出係数、換算係数、プラスチック・合成繊維割合は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer4.9」（令和5年4月 環境省・経済産業省）による。

第9節 ごみ処理経費の状況

第1項 三町合計のごみ処理経費

ここでは、ごみ処理経費を整理します。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）のごみ処理経費を、表2-22に示します。

ごみ処理経費、1t当たりのごみ処理経費及び1人当たりのごみ処理経費ともに、令和2年度から令和3年度にかけて大きく減少し、令和4年度にも僅かに減少しており、ごみ処理経費は539,084千円、1t当たりのごみ処理経費19,079円、1人当たりのごみ処理経費6,853円となっています。

平成30年度～令和2年度は組合分担金に太田市外三町クリーンプラザの建設費が含まれています（令和3年度以降も償還は続きます）。

表2-22 ごみ処理経費の実績（三町合計）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設改良費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費 （組合分担金含む）	827,541	830,112	881,209	565,134	535,771
人件費	19,829	19,082	21,951	2,795	2,714
一般職	17,722	16,972	19,004	0	0
収集運搬	2,107	2,110	2,947	2,795	2,714
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	5,468	805	1,047	695	918
収集運搬費	5,468	805	1,047	695	918
中間処理費	0	0	0	0	0
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	42,551	43,159	45,841	250,037	250,486
収集運搬費	42,551	43,159	45,841	243,458	244,501
中間処理費	0	0	0	5,452	5,985
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1,127	0
組合分担金	759,693	767,066	812,370	311,607	281,653
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	1,596	0	3,102	3,223	3,313
総計 （組合分担金含む）	829,137	830,112	884,311	568,357	539,084

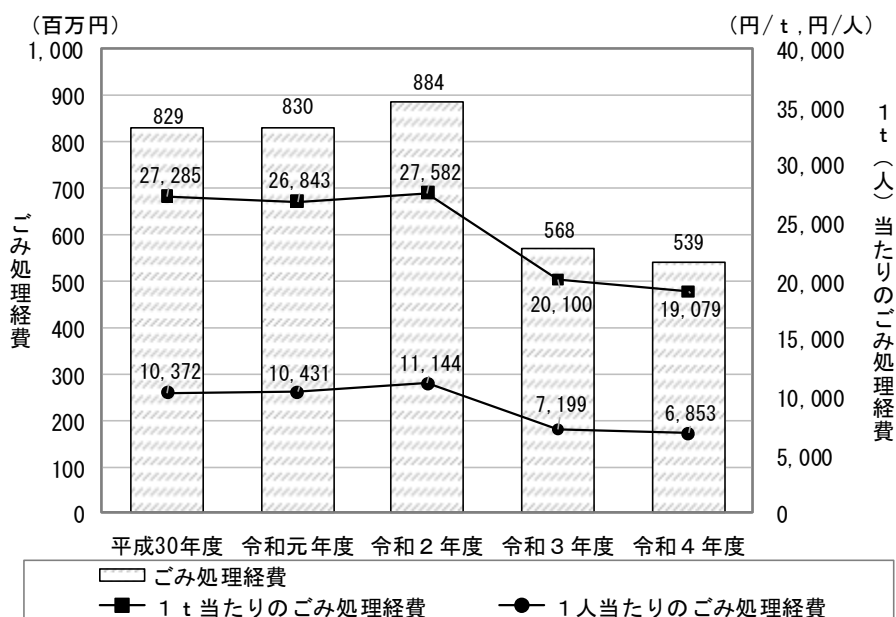


図 2-13 ごみ処理経費の経年変化 (三町合計)

第2項 本町のごみ処理経費

過去5年間(平成30年度～令和4年度)のごみ処理経費を、表2-23に示します。

ごみ処理経費、1 t 当たりのごみ処理経費及び1 人当たりのごみ処理経費ともに、三町合計と同様に令和2年度から令和3年度にかけて大きく減少し、令和4年度にも僅かに減少しており、ごみ処理経費は316,451千円、1 t 当たりのごみ処理経費20,953円、1 人当たりのごみ処理経費7,570円となっています。

表 2-23 ごみ処理経費の実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設改良費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費 (組合分担金含む)	420,915	419,386	445,702	333,291	316,451
人件費	0	0	0	0	0
一般職	0	0	0	0	0
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	0	0	0	0	0
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	0	0	0	0	0
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	0	0	0	175,126	173,837
収集運搬費	0	0	0	175,126	173,837
中間処理費	0	0	0	0	0
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
組合分担金	420,915	419,386	445,702	158,165	142,614
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
総計 (組合分担金含む)	420,915	419,386	445,702	333,291	316,451

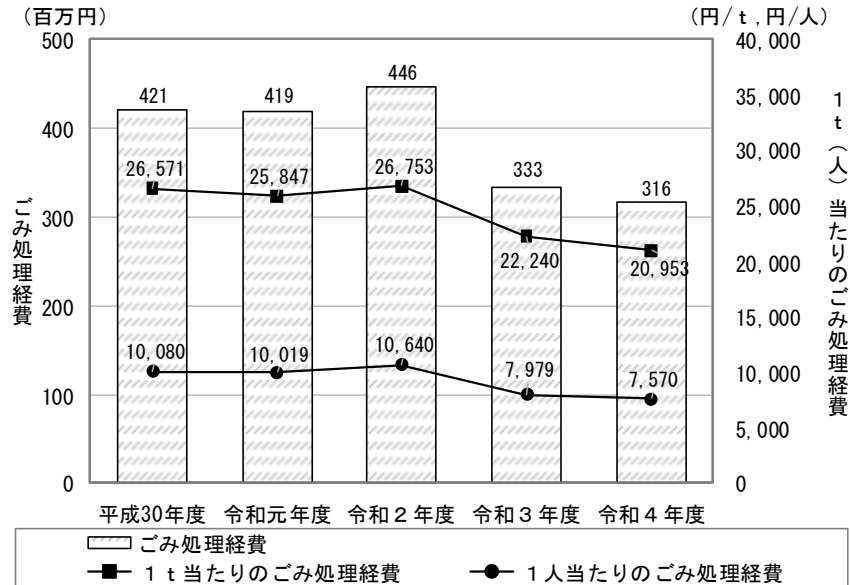


図 2-14 ごみ処理経費の経年変化

第10節 ごみ処理の評価

第1項 ごみ処理システムの評価

(1) ごみ処理システムとは

廃棄物処理の状況の評価するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 19 年 6 月 [平成 25 年 4 月改訂] 環境省）の考え方にに基づき、本町のごみ処理状況について類似市町村との比較を行います。

類似市町村は、都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村であり、類似市町村の抽出は総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成 17 年 6 月 22 日付総務省自治財政局長通知総務第 106 号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠しています。

都市類型は、表 2-24 に示すとおりであり、本町は『町村V-1』に該当します。人口は、一般廃棄物処理実態調査（令和 3 年度）の数値であり、10 月 1 日付の人口です。

表 2-24 本町の都市類型の概要

自治体	大泉町
都市形態	町村
人口区分	【V】20,000人以上
産業構造	【1】第2次・第3次産業人口比80%以上、第3次産業人口55%未満

資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 19 年 6 月 [平成 25 年 4 月改訂] 環境省）

(2) 評価の総評

本町のごみ処理システム評価を、図 2-15 に示します(システム評価支援ツールを利用)。

1. 「人口一人一日当たりごみ総排出量」は、類似市町村平均とほぼ同等の値を示しています。
2. 「廃棄物からの資源回収率」は、類似市町村平均とほぼ同等の値を示しています。
3. 「廃棄物のうち最終処分される割合」は、類似市町村平均より優れています。

※「最終処分減量に要する費用」は、最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用(収集運搬、中間処理に要した費用)を意味します。

4. 「人口一人当たり年間処理経費」は、類似市町村平均より優れています。
5. 「最終処分減量に要する費用」は、類似市町村平均より優れています。

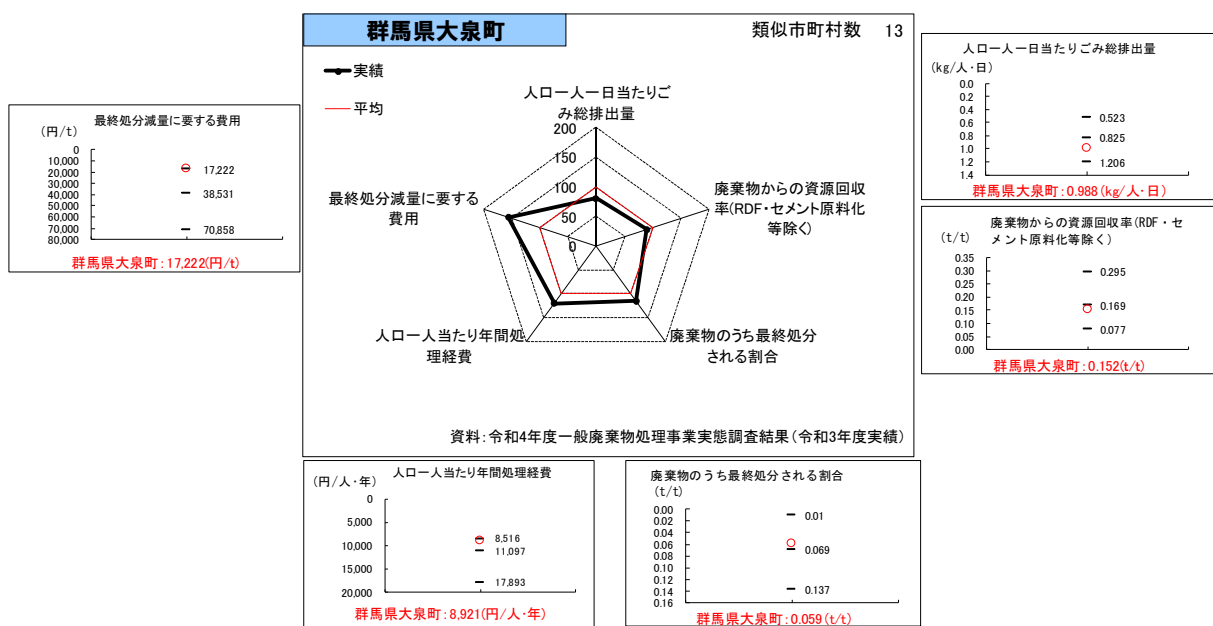


図 2-15 本町の類似市町村との比較

第2項 前計画の達成状況

(1) 目標値の達成状況

前計画の目標値の達成状況を、表 2-25 に示します。

評価は予測値(令和4年度)と実績値(令和4年度)で比較します。その結果、資源化率及び最終処分量が達成できていませんが、その他の項目については達成できています。

表 2-25 前計画目標値の達成状況

		中間目標値	予測値	目標値	実績値	評価
		平成30年度	令和4年度	令和10年度	令和4年度	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	891	872	844	800	○
事業系ごみ排出量	t/年	3,286	3,217	3,113	2,897	○
資源化率	%	12.1	15.5	16.9	13.1	×
最終処分量	t/年	1,637	1,143	1,063	1,174	×

注) 評価は予測値(令和4年度)と比較し、○は達成、×は未達成を示します。

(2) 施策等の進捗状況

前計画の施策等の進捗状況を、以下に整理します。ほとんどの施策において継続実施しています。

「1. 2）」、「2. 2）」のイベント関連は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期等としていましたが、ごみ処理基本計画策定時には通常どおりになります。

「5. 3）」は、プラスチック資源循環促進法によりプラスチック製品の資源化を検討する必要があります。

施 策	評価
1. 啓発・情報提供活動の充実	/
1) 広報誌、ホームページによる情報提供【継続】	○
2) ごみ減量化イベントの開催【継続】	△
3) 事業者への情報提供	○
2. 発生抑制行動に対する取組みの推進	/
1) 地球に優しい買い物運動の推進【継続】	○
2) リサイクルイベントの開催【継続】	△
3) 生ごみ処理機器購入者補助【継続】	○
4) 生ごみ水切り推進	○
5) 剪定枝、草の乾燥推進	○
3. 環境教育の実施	/
1) 学校教育における4R運動学習プログラムの提供【継続】	○
2) 住民が環境に対する知識と行動を習得する場の提供【継続】	○
4. ごみ処理手数料の適正化	○
5. 資源化への取組み	/
1) 集団資源回収活動への助成【継続】	○
2) グリーン購入のすすめ【継続】	○
3) 分別区分の適宜見直し	△
4) 事業系ごみの資源化の促進	○

注) 評価において、○は実施、△は遅延等ありとします。

第3項 国及び県目標値の達成状況

国や県の目標値を整理したものを、表2-26及び表2-27に示します。

- ・「ごみ排出量」は、国の目標②に対し、令和7年度までに三町合計で約1,600t、町単独で約600tの削減が必要です。
- ・「1人1日当たりのごみ排出量」は、国の目標①に対し、令和7年度までに三町合計で約140g/人・日、町単独で約150g/人・日の削減が必要です。県の目標に対しては、令和12年度までに三町合計で約180g/人・日、町単独で約190g/人・日の削減が必要です。
- ・「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）」は、国の目標に対し、令和7年度までに三町合計で約265g/人・日、町単独で約295g/人・日の削減が必要です。県の目標に対しては、令和12年度までに三町合計で約300g/人・日、町単独で約330g/人・日の削減が必要です。
- ・「再生利用率」は、国の目標②に対し、令和9年度までに三町合計で約13ポイント、町単独で約15ポイントの拡大が必要です。県の目標に対しては、令和12年度までに三町合計で約12ポイント、町単独で約14ポイントの拡大が必要です。
- ・「最終処分量」は、現状において町、三町合計ともに国や県の目標を達成できています。

表2-26 国や県の目標値（三町合計）

		循環型社会形成 推進基本計画 (国の目標①)	廃棄物処理法に 基づく基本方針 (国の目標②)	群馬県循環型 社会推進計画 (県の目標)	実績値	評価
目標年度		令和7年度	令和7年度	令和12年度	令和4年度	
ごみ排出量	(t/年)		平成24年度に 対し、約16%削減 (26,804)		28,348	×
1人1日当たり のごみ排出量	g/人・日	約850		805	987	×
1人1日当たり の家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	g/人・日	約440	440	404	702	×
再生利用率	%		約28*	27以上	15.6	×
最終処分量	(t/年)		平成24年度に 対し、約31%削減 (2,357)	平成30年度に 対し、21.1%以上 削減 (3,036)	1,356	○

注) ()内数値は、大泉町外二町環境衛生施設組合分の目標値を示します。

*は令和9年度の目標値を示します。

再生利用率とは、ごみ処理基本計画における資源化率と同様です。

表 2-27 国や県の目標値

		循環型社会形成 推進基本計画 (国の目標①)	廃棄物処理法に 基づく基本方針 (国の目標②)	群馬県循環型 社会推進計画 (県の目標)	実績値	評価
目標年度		令和7年度	令和7年度	令和12年度	令和4年度	
ごみ排出量	(t/年)		平成24年度に 対し、約16%削減 (14,607)		15,171	×
1人1日当たり のごみ排出量	g/人・日	約850		805	994	×
1人1日当たり の家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	g/人・日	約440	440	404	734	×
再生利用率	%		約28*	27以上	13.1	×
最終処分量	(t/年)		平成24年度に 対し、約31%削減 (1,265)	平成30年度に 対し、21.1%以上 削減 (1,611)	1,174	○

注) ()内数値は、本町の目標値を示します。

*は令和9年度の目標値を示します。

再生利用率とは、ごみ処理基本計画における資源化率と同様です。

第3章 ごみ処理行政の動向

第1節 国のごみ処理行政の動向

第1項 循環型社会の形成

平成 12 年に循環基本法が制定され約 20 年が経過し、その間各種法体系の整備や 3 R の推進等により、循環型社会に向けた取組が進められています。

このような中、平成 30 年 6 月、循環基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同計画では「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を始め、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」など、7つの柱ごとに将来像、取組、指標が示されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「第四次計画」という。）（平成 30 年 6 月策定）

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、概ね 5 年ごとに見直しを行うものです。第四次計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、その重要な方向性として、以下に示されています。

- ・ 地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・ 適正処理の更なる推進と環境再生

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和 7 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850 g / 人・日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	約 440 g / 人・日

第2項 発生抑制とリサイクルの推進

食品ロスの削減に関しては、令和元年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、令和 2 年 3 月に示された基本方針では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスを平成 12 年度比で令和 12 年度までに食品ロス量の半減を目指すこととしています。

リサイクルの推進に関しては、資源有効利用促進法をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取組や規制が行われてきました。また、令和元年 5 月にプラスチック資源循環戦略が策定され、同年 12 月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律の関係省令が改正され、令和 2 年 7 月から全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）が有料化されました。さらに 令和 3 年 6 月にプラスチック資源循環促進法が成立しました。こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

第3項 廃棄物の適正処理

廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、近年の大きな改正では平成 29 年 6 月に廃棄物の不適正処理への対応の強化、有害使用済機器の適正な保管等

の義務付け、親子会社間における自ら処理できる範囲の拡大、水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策等を行うことを内容とする改正が行われました。

なお、廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」については、平成 28 年 1 月に示されており、令和 5 年 6 月に環境省から令和 7 年度の参考となる数値目標が示されています。

廃棄物処理法に基づく基本方針の変更（令和 5 年 6 月 30 日告示）

基本方針は、以下の項目で取りまとめられている。

1. 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
3. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
4. 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
5. 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
6. その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和 7 年度
ごみ排出量	平成 24 年度に 対し約 16%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	440 g / 人・日
再生利用率	約 28% ※令和 9 年度目標値
最終処分量	平成 24 年度に 対し約 31%削減

〔一般廃棄物処理施設の施設整備目標〕

■ 中間処理施設

再生に係る施設は、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

焼却施設は、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。

■ 最終処分場

地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることに鑑み、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。

第2節 群馬県のごみ処理行政の動向

群馬県では、平成 28 年 3 月に「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」（以下「前県推進計画」という。）を策定し、循環型社会の構築に向け、県民、民間団体、事業者、行政などの各主体それぞれの役割に応じた実践的な取組により、ごみの減量や資源の循環的な利用などを推進してきました。

前県推進計画の計画期間が令和 2 年度末で終了するに当たり、これまでに進めてきた各主体の取組を検証するとともに、前県推進計画策定後の様々な動向を踏まえ、新たな計画期間における取組の指針として「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」（以下「本県推進計画」という。）を策定しました。

本県推進計画では、環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理や本県に豊富に存在するバイオマスの有効活用を更に推進しながら、人口減少社会が到来する中で本県の豊かな環境を維持し次世代に継承していくため、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指します。

第三次群馬県循環型社会づくり推進計画（令和3年3月策定）

〔基本理念〕

- ・環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理を更に推進しながら、環境・経済・社会を統合した持続可能な形で資源を循環利用していく社会の実現を図る。

〔基本目標〕

- ・持続可能な社会づくりを目指した環境・経済・社会を統合した取組（SDGsの考え方を活用）
- ・県民等各主体相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進
- ・「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現
- ・地域循環共生圏の形成による地域創生の実現
- ・大規模災害時にも対応できる広域処理体制の強化

〔重要施策〕

- ・地域循環共生圏形成に向けた取組の推進
- ・生ごみ等の減量と循環的な利用に向けた取組の推進
- ・プラスチックごみ対策及び容器包装廃棄物等の資源化の充実
- ・食品ロスの削減に向けた取組の推進
- ・ごみ処理の広域化に向けた市町村への支援
- ・災害発生時における廃棄物の広域的な処理体制の強化

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和12年度
1人1日当たり排出量	805g (生活系576g、事業系192g、集団回収38g)
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	404g/人・日
再生利用率	27%以上
最終処分量	平成30年度に 対し21.1%以上削減

第4章 課題の抽出

第1節 排出抑制・資源化に関する課題

現状

- ・ごみ総排出量及び原単位ともに近年減少傾向を示していますが（P11 図 2-2 参照）、国や県の目標である1人1日当たりのごみ排出量は現時点では目標を達成できていません（P32 表 2-26 及び P33 表 2-27 参照）。
- ・令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の分別収集、再商品化に努める必要があります。

課題

- ・ごみ総排出量や原単位は減少していますが、国や県の目標を達成するため、ごみの発生・排出抑制や資源化を促進する必要があります。
- ・プラスチック資源循環促進法に則った分別や収集運搬、資源化方法等を検討する必要があります。

第2節 中間処理に関する課題

現状

- ・本町の中間処理は、現在、太田市外三町クリーンプラザ及び太田市外三町リサイクルプラザにて適正に処理を行っています。
- ・大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設は、令和3年4月の太田市外三町クリーンプラザの稼働開始により、処理が終了しました。

課題

- ・処理が終了となった大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設（敷地内）では、粗大ごみの一時保管等を行っています。前節にあるように、プラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製品の資源化も必要となります。本町においてもプラスチック製品も含め、さらなる資源化に向けた取組を進めるとともに、大泉町外二町環境衛生施設組合と連携して焼却施設跡地の有効利用を図る必要があります。

第3節 最終処分に関する課題

現状

- ・最終処分量は国や県の目標を達成していますが（P32 表 2-26 及び P33 表 2-27 参照）、大泉町外二町環境衛生施設組合の最終処分場の埋立期間は令和13年度までとなっています（P24 表 2-18 参照）。

課題

- ・新たに最終処分場を確保することは困難な状態となっています。委託を含めた処分先の確保を検討する必要があります。

第5章 基本理念・基本方針

第1節 基本理念

近年、我が国では、経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

これらのことを踏まえ循環型社会を実現するためには、引き続き4Rを推進することにより、ものが循環し環境負荷の少ない循環型社会、低炭素社会の構築に向けた取組を行っていくことが重要です。

一方で、群馬県では、「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定し、持続可能な廃棄物の適正処理の確保に向け、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方針を示しています。ごみ処理を広域化することによって、施設の集約化に伴う施設建設費・維持管理費の削減、環境負荷の低減が期待でき、安定的で効率的なごみ処理が可能となります。

これにより、本町では太田市・千代田町・邑楽町とともにごみ処理体制を確立し、協働してごみ処理を行い、現在に至っています。持続可能な社会を構築するためには、ごみ処理基本計画における一市三町共通の考えのもと、基本理念を以下のように継続します。

みんなで考えようごみのこと、次の世代につなぐ4R*社会

* 4 R

- | | |
|---------------------|--|
| Refuse リフューズ（発生回避） | : 余計なものは買わない、使わない、貰わない。 |
| Reduce リデュース（発生抑制） | : 使い捨てのものは買わず、詰め替え品を選ぶ。
きちんと計画を立て、必要な量だけ買う。
長持ちするものを選んで買う。 |
| Reuse リユース（再使用） | : 再利用できる容器を使ったものを買う。
不用になった物は、他の人に使ってもらう。 |
| Recycle リサイクル（再生利用） | : 不用品（ごみ）は、資源としてリサイクルする。
再生原料を使っているリサイクル製品を使う。 |

また、本町では4Rに「Respect リスペクト：ものを大切に長く使う」を加えた「5R」を推進します。

第2節 基本原則

ごみ処理基本計画を遂行するためには、基本理念に基づいて住民・事業者・行政の三者がごみの排出抑制、資源化の推進に向けた4R運動に参画し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。また、取組の実施においては、三者が協働、連携し取り組むことにより、より高い水準のごみ排出抑制、資源化が可能となります。

基本原則として、本地域に関わる各者が以下のような役割分担のもと取り組んでいくものとします。

ごみ処理基本計画の基本原則を以下のとおりとし、計画の遂行に取り組んでいくものとします。

住民・事業者・行政の4R運動への参画と協働

第3節 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を設定します。

基本方針1：ごみの排出抑制と資源化の推進

安定的・継続的にごみ処理が図られるよう、ごみ処理量の削減に取り組み、ごみ処理状況の情報を積極的に発信し、住民・事業者にごみの排出抑制や資源化を促進し、安定的・継続的な処理を推進します。

基本方針2：環境負荷軽減を考えた処理体制の確立

ごみ処理は、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から不可欠であり、適正処理を推進する必要があります。環境に配慮したごみ処理を推進するには、限りある資源を有効利用し、適正処分することが重要です。

基本方針3：環境美化の推進

美しい街づくりを推進するため、住民、事業者、行政が連携して清掃活動やポイ捨て防止、環境意識の向上に繋がる活動を行います。

第6章 目標値の設定

第1節 数値目標

ごみ処理基本計画における三町合計及び本町の目標値を、表6-1及び表6-2のとおり定めます。本町は邑楽町・千代田町に比べて1人1日当たりの家庭系ごみ排出量や事業系ごみ量が多いため、減量化率の目標値を10.0%とします。

表6-1 目標値（三町合計）

	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和20年度)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く) (減量化率)	701.9 g/人・日 (-)	642.6 g/人・日 (△8.4%)
事業系ごみ量 (減量化率)	14.60 t/日 (-)	13.34 t/日 (△8.6%)
資源化率	15.6%	16.4%
最終処分量 (減量化率)	1,356 t/年 (-)	1,146 t/年 (△15.5%)

表6-2 目標値（本町）

	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和20年度)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源等除く) (減量化率)	734.0 g/人・日 (-)	660.6 g/人・日 (△10.0%)
事業系ごみ量 (減量化率)	7.94 t/日 (-)	7.15 t/日 (△10.0%)
資源化率	13.1%	13.4%
最終処分量 (減量化率)	1,174 t/年 (-)	980 t/年 (△16.5%)

第2節 排出抑制・資源化目標

具体的な排出抑制及び資源化の目標を以下に示します。

① 排出抑制目標

排出抑制の目標は以下のとおりとします。

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源等除く)(g/人・日)は施策を現状維持した場合、688.2 g/人・日(実績値より約6%減少)が見込まれる状況の中、さらなるごみの排出抑制を目指すため、令和20年度において、実績(令和4年度)の10%削減を目指します。

○事業系ごみ量（t/日）を令和20年度において、家庭系ごみと同様に実績（令和4年度）の10%削減を目指します。

② 資源化目標

令和6年度にプラスチック製品の分別収集を開始します。プラスチック製品の回収量については、下式より排出量を想定します。

既に容リプラの分別収集を行っている場合

$$\text{製品プラの年間想定排出量} = \text{容リプラの年間想定排出量 (実績を踏まえて算出したもの)} \\ \div 80/100 \text{ (容リプラの比率)} \times 20/100 \text{ (製品プラの比率)}$$

資料：「令和5年度 指定法人への引き渡さ持込時における品質調査が実施できない場合の対応方法について」（環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進係）

$$\text{令和20年度} : 120 \text{ t/年 (プラ製容器包装)} \div 80/100 \times 20/100 = 30 \text{ t/年}$$

第7章 ごみ発生量及び処理量の見込み

第1節 ごみ発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）

ここでは、ごみの排出抑制や再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合のごみ発生量及び処理量を推計します。

第1項 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

(1) 三町合計のごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）を、表 7-1 に示します。令和 20 年度にごみ総量 25,454 t/年、原単位 984 g/人・日となり、令和 4 年度と比較すると、約 2,900 t/年、3 g/人・日の減少となります。

表 7-1 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合、三町合計）

		実績					見通し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
人口	人	79,942	79,582	79,353	78,946	78,659	75,514	73,302	70,786	
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	20,262	20,504	20,648	19,196	19,063	18,029	17,310	16,563
	不燃ごみ	t/年	854	872	1,002	799	684	653	595	544
	資源ごみ	t/年	2,740	2,721	3,584	2,795	2,774	2,703	2,620	2,526
	その他ごみ	t/年	29	44	49	57	51	53	52	51
	粗大ごみ	t/年	356	522	602	413	353	355	345	334
	集団回収	t/年	344	333	111	113	93	92	88	86
	計	t/年	24,585	24,996	25,996	23,373	23,018	21,885	21,010	20,104
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	6,111	6,165	6,076	4,869	5,156	5,156	5,156	5,156
	不燃ごみ	t/年	20	23	18	22	30	30	30	30
	資源ごみ	t/年	0	38	38	40	48	48	48	48
	その他ごみ	t/年	0	3	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	16	33	44	86	96	96	96	96
	計	t/年	6,147	6,262	6,176	5,017	5,330	5,330	5,330	5,330
総計	t/年	30,732	31,258	32,172	28,390	28,348	27,215	26,340	25,434	
原単位	g/人・日	1,053	1,073	1,111	985	987	987	985	984	

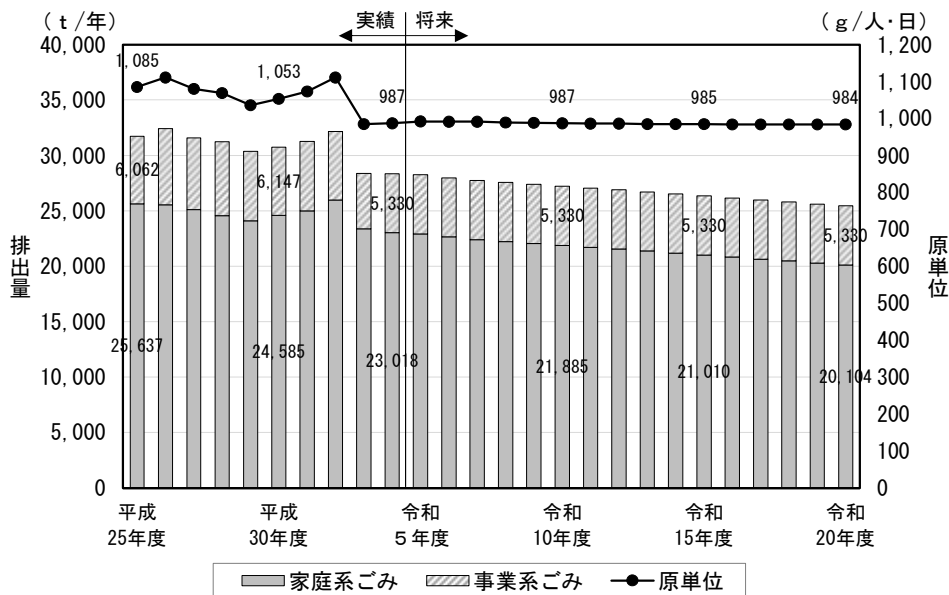


図 7-1 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合、三町合計）

(2) 本町のごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）を、表7-2に示します。令和20年度にごみ総量13,245 t/年、原単位970 g/人・日となり、令和4年度と比較すると、約2,000 t/年、24 g/人・日の減少となります。

表7-2 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

		実績					見通し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
人口	人	41,757	41,858	41,891	41,770	41,801	39,743	38,677	37,405	
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	10,755	10,922	10,977	10,538	10,586	9,789	9,331	8,866
	不燃ごみ	t/年	448	459	516	469	403	389	357	326
	資源ごみ	t/年	1,130	1,081	1,461	1,013	1,006	952	924	891
	その他ごみ	t/年	15	23	26	27	22	23	23	22
	粗大ごみ	t/年	102	267	285	216	189	193	188	182
	集団回収	t/年	312	291	75	74	68	65	63	61
	計	t/年	12,762	13,043	13,340	12,337	12,274	11,411	10,886	10,348
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	3,372	3,442	3,353	2,667	2,830	2,830	2,830	2,830
	不燃ごみ	t/年	9	11	9	11	20	20	20	20
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他ごみ	t/年	0	3	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	10	18	33	45	47	47	47	47
	計	t/年	3,391	3,474	3,395	2,723	2,897	2,897	2,897	2,897
総計	t/年	16,153	16,517	16,735	15,060	15,171	14,308	13,783	13,245	
原単位	g/人・日	1,060	1,078	1,094	988	994	986	976	970	

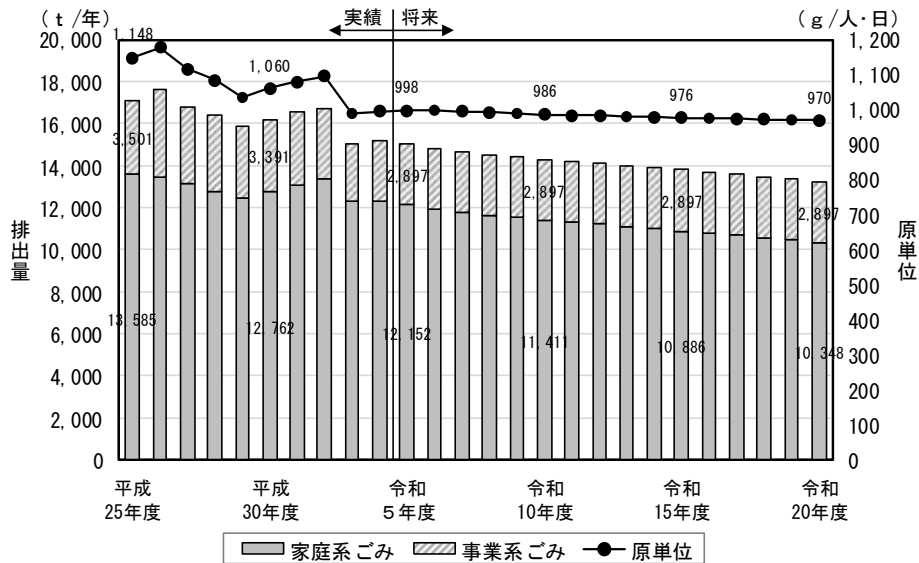


図7-2 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）

第2項 ごみ処理量の見込み（施策現状維持の場合）

(1) 三町合計のごみ処理量の見込み（施策現状維持の場合）

施策現状維持の場合の中間処理量及び最終処分量を、表7-3～表7-5に示します。

表7-3 焼却処理量の見込み（施策現状維持の場合、三町合計）

（単位：t/年）

		実績					見通し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
搬入量	直接焼却量	27,110	26,962	27,877	24,065	24,218	23,184	22,465	21,718
	粗大ごみ処理施設 焼却対象物	230	274	306	540	470	457	430	404
	計	27,340	27,236	28,183	24,605	24,688	23,641	22,895	22,122
焼却処理量		27,340	27,236	28,183	24,605	24,688	23,641	22,895	22,122
処理後	資源化量	608	27	892	1,675	1,183	1,131	1,096	1,060
	焼却残渣量	3,385	3,372	2,726	1,193	1,045	985	950	913

表7-4 破碎選別量の見込み（施策現状維持の場合、三町合計）

（単位：t/年）

		実績					見通し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
搬入量	不燃ごみ	874	895	1,020	821	715	684	626	575	
	資源ごみ	815	803	850	921	741	721	699	674	
	その他ごみ	29	47	49	57	122	53	52	51	
	粗大ごみ	223	262	367	499	449	451	441	430	
	計	1,941	2,007	2,286	2,298	2,027	1,909	1,818	1,730	
処理量		1,941	2,007	2,286	2,327	2,027	1,909	1,818	1,730	
処理後	資源化量	紙バック	13	13	13	13	11	11	11	10
		金属類	528	552	638	486	400	389	366	342
		ガラス類	394	375	387	362	324	271	235	207
		ペットボトル	144	146	155	154	144	154	156	155
		白色トレイ	1	1	2	2	4	4	4	4
		容器包装プラ	138	144	156	168	155	189	204	215
		その他	30	45	49	177	172	100	97	94
		計	1,248	1,276	1,400	1,362	1,210	1,118	1,073	1,027
	焼却処理量	230	274	306	540	470	457	430	404	
処理残渣（最終処分量）		463	457	580	425	311	309	295	279	

表7-5 最終処分量の見込み（施策現状維持の場合、三町合計）

（単位：t/年）

		実績					見通し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
焼却残渣		3,385	3,372	2,726	1,193	1,045	985	950	913
破碎残渣		463	457	580	425	311	309	295	279
計		3,848	3,829	3,306	1,618	1,356	1,294	1,245	1,192

(2) 本町のごみ処理量の見込み（施策現状維持の場合）

施策現状維持の場合の中間処理量及び最終処分量を、表7-6～表7-8に示します。

表7-6 焼却処理量の見込み（施策現状維持の場合）

（単位：t/年）

		実績					見通し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
搬入量	直接焼却量	14,127	14,519	14,462	13,205	13,415	12,618	12,160	11,695
	粗大ごみ処理施設 焼却対象物	120	143	160	285	257	253	239	224
	計	14,247	14,662	14,622	13,490	13,672	12,871	12,399	11,919
焼却処理量		14,247	14,662	14,662	13,490	13,672	12,871	12,399	11,919
処理後	資源化量	11	15	10	918	659	620	597	574
	焼却残渣量	1,803	1,816	1,739	654	934	879	847	814

表7-7 破碎選別量の見込み（施策現状維持の場合）

（単位：t/年）

		実績					見通し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
搬入量	不燃ごみ	457	470	525	480	424	410	378	347	
	資源ごみ	425	420	446	433	406	387	373	357	
	その他ごみ	15	26	26	27	93	23	23	22	
	粗大ごみ	112	130	186	261	236	240	235	229	
	計	1,009	1,046	1,183	1,201	1,159	1,060	1,009	955	
処理量		1,009	1,046	1,183	1,247	1,159	1,060	1,009	955	
処理後	資源化量	紙パック	7	7	7	7	6	6	6	5
		金属類	275	289	334	255	219	205	187	171
		ガラス類	205	196	203	191	178	148	130	115
		ペットボトル	75	76	81	81	79	84	86	86
		白色トレイ	1	1	1	1	2	2	2	2
		容器包装プラ	72	75	82	89	85	103	113	120
		その他	15	24	26	105	93	23	23	22
		計	650	668	734	729	662	571	547	521
	焼却処理量	120	143	160	285	257	253	239	224	
処理残渣（最終処分量）		239	235	289	233	240	236	223	209	

表7-8 最終処分量の見込み（施策現状維持の場合）

（単位：t/年）

	実績					見通し		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
焼却残渣	1,803	1,816	1,739	654	934	879	847	814
破碎残渣	239	235	289	233	240	236	223	209
計	2,042	2,051	2,028	887	1,174	1,115	1,070	1,023

第2節 ごみ発生量及び処理量の見込み（目標達成時の場合）

第1項 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）

(1) 三町合計のごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）

ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）を、表7-9に示します。令和20年度にごみ総量24,131t/年、原単位934g/人・日となり、令和4年度と比較すると、約4,200t/年、53g/人・日の減少となります。

表7-9 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合、三町合計）

		実 績					見 通 し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
人口	人	79,942	79,582	79,353	78,946	78,659	75,514	73,302	70,786	
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	20,262	20,504	20,648	19,196	19,063	17,688	16,687	15,673
	不燃ごみ	t/年	854	872	1,002	799	684	653	595	544
	資源ごみ	t/年	2,740	2,721	3,584	2,795	2,774	2,745	2,666	2,575
	その他ごみ	t/年	29	44	49	57	51	53	52	51
	粗大ごみ	t/年	356	522	602	413	353	355	345	334
	集団回収	t/年	344	333	111	113	93	92	88	86
	計	t/年	24,585	24,996	25,996	23,373	23,018	21,586	20,433	19,263
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	6,111	6,165	6,076	4,869	5,156	5,000	4,846	4,694
	不燃ごみ	t/年	20	23	18	22	30	30	30	30
	資源ごみ	t/年	0	38	38	40	48	48	48	48
	その他ごみ	t/年	0	3	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	16	33	44	86	96	96	96	96
計	t/年	6,147	6,262	6,176	5,017	5,330	5,174	5,020	4,868	
総計	t/年	30,732	31,258	32,172	28,390	28,348	26,760	25,453	24,131	
原単位	g/人・日	1,053	1,073	1,111	985	987	971	951	934	

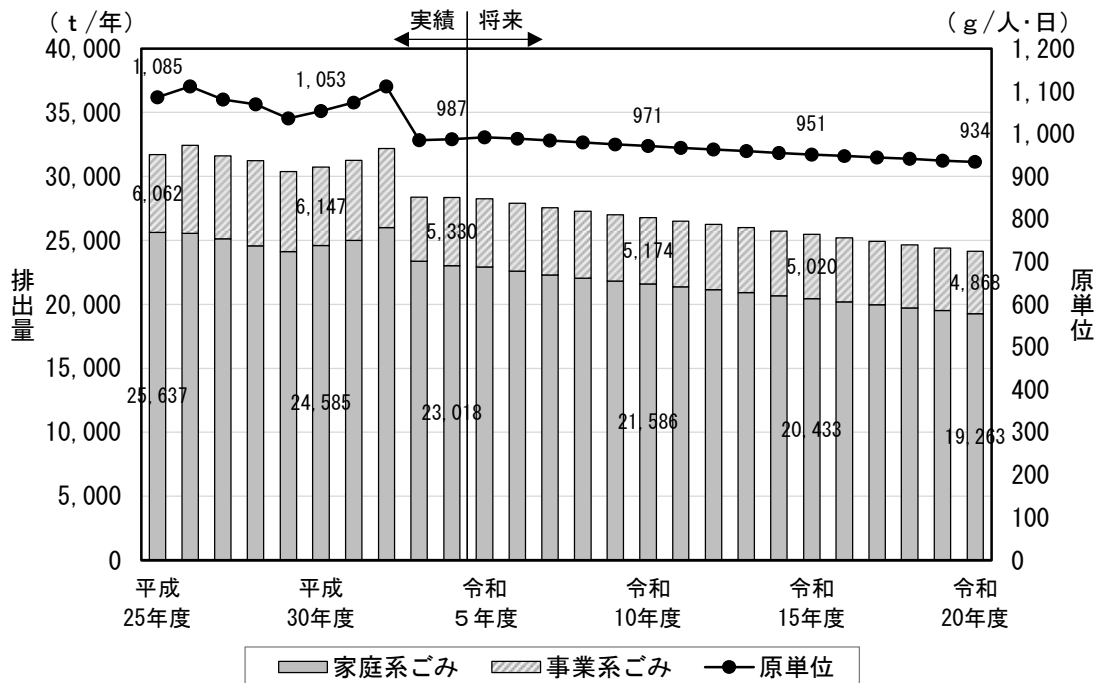


図7-3 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合、三町合計）

(2) 本町のごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）

ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）を、表7-10に示します。令和20年度にごみ総量12,605 t/年、原単位923 g/人・日となり、令和4年度と比較すると、約2,600 t/年、71 g/人・日の減少となります。

表7-10 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）

		実績					見通し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
人口	人	41,757	41,858	41,891	41,770	41,801	39,743	38,677	37,405	
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	10,755	10,922	10,977	10,538	10,586	9,639	9,065	8,489
	不燃ごみ	t/年	448	459	516	469	403	389	357	326
	資源ごみ	t/年	1,130	1,081	1,461	1,013	1,006	978	952	921
	その他ごみ	t/年	15	23	26	27	22	23	23	22
	粗大ごみ	t/年	102	267	285	216	189	193	188	182
	集団回収	t/年	312	291	75	74	68	65	63	61
	計	t/年	12,762	13,043	13,340	12,337	12,274	11,287	10,648	10,001
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	3,372	3,442	3,353	2,667	2,830	2,730	2,635	2,537
	不燃ごみ	t/年	9	11	9	11	20	20	20	20
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他ごみ	t/年	0	3	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	10	18	33	45	47	47	47	47
計	t/年	3,391	3,474	3,395	2,723	2,897	2,797	2,702	2,604	
総計	t/年	16,153	16,517	16,735	15,060	15,171	14,084	13,350	12,605	
原単位	g/人・日	1,060	1,078	1,094	988	994	971	946	923	

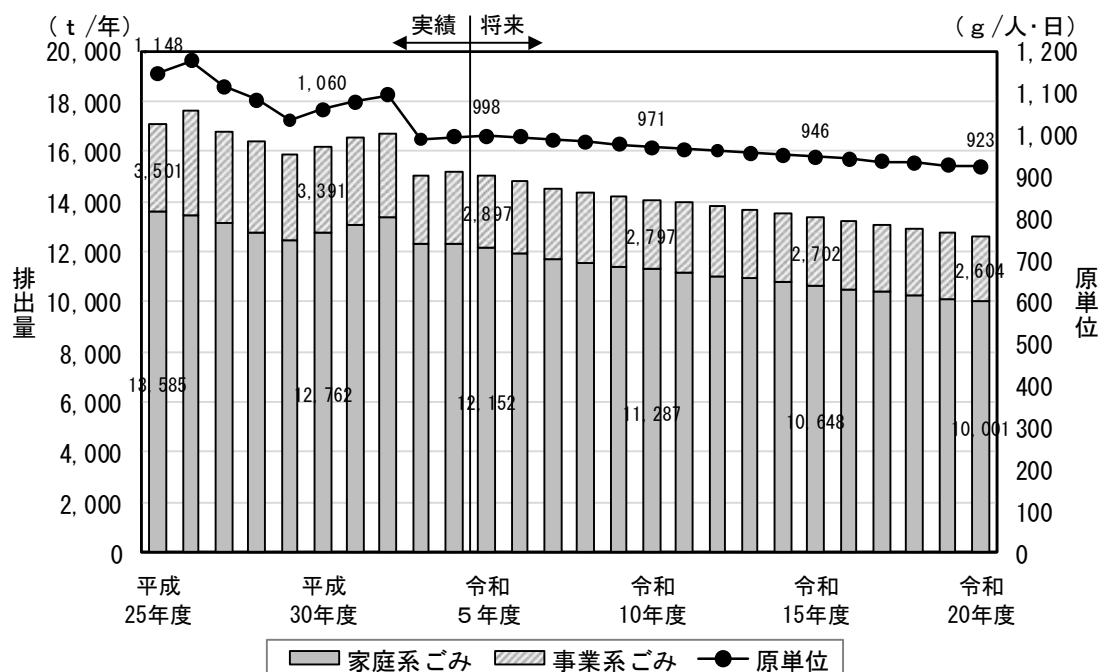


図7-4 ごみ発生量の見込み（目標達成時の場合）

第2項 ごみ処理量の見込み（目標達成時の場合）

(1) 三町合計のごみ処理量の見込み（目標達成時の場合）

目標達成時の場合の中間処理量及び最終処分量を、表7-11～表7-13に示します。

表7-11 焼却処理量の見込み（目標達成時の場合、三町合計）

（単位：t/年）

		実績					見通し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
搬入量	直接焼却量	27,110	26,962	27,877	24,065	24,218	22,687	21,532	20,366
	粗大ごみ処理施設 焼却対象物	230	274	306	540	470	457	430	404
	計	27,340	27,236	28,183	24,605	24,688	23,144	21,962	20,770
焼却処理量		27,340	27,236	28,183	24,605	24,688	23,144	21,962	20,770
処理後	資源化量	608	27	892	1,675	1,183	1,108	1,053	997
	焼却残渣量	3,385	3,372	2,726	1,193	1,045	966	914	862

表7-12 破碎選別量の見込み（目標達成時の場合、三町合計）

（単位：t/年）

		実績					見通し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
搬入量	不燃ごみ	874	895	1,020	821	715	684	626	575	
	資源ごみ	815	803	850	921	741	721	699	674	
	その他ごみ	29	47	49	57	122	53	52	51	
	粗大ごみ	223	262	367	499	449	451	441	430	
	計	1,941	2,007	2,286	2,298	2,027	1,909	1,818	1,730	
処理量		1,941	2,007	2,286	2,327	2,027	1,909	1,818	1,730	
処理後	資源化量	紙バック	13	13	13	13	11	11	11	10
		金属類	528	552	638	486	400	389	366	342
		ガラス類	394	375	387	362	324	271	235	207
		ペットボトル	144	146	155	154	144	154	156	155
		白色トレイ	1	1	2	2	4	4	4	4
		容器包装プラ	138	144	156	168	155	189	204	215
		その他	30	45	49	177	172	100	97	94
	計	1,248	1,276	1,400	1,362	1,210	1,118	1,073	1,027	
焼却処理量		230	274	306	540	470	457	430	404	
処理残渣（最終処分量）		463	457	580	425	311	309	295	279	

表7-13 最終処分量の見込み（目標達成時の場合、三町合計）

（単位：t/年）

		実績					見通し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
焼却残渣		3,385	3,372	2,726	1,193	1,045	966	914	862
破碎残渣		463	457	580	425	311	309	295	279
計		3,848	3,829	3,306	1,618	1,356	1,275	1,209	1,141

(2) 本町のごみ処理量の見込み（目標達成時の場合）

目標達成時の場合の中間処理量及び最終処分量を、表7-14～表7-16に示します。

表7-14 焼却処理量の見込み（目標達成時の場合）

(単位：t/年)

		実績					見通し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
搬入量	直接焼却量	14,127	14,519	14,462	13,205	13,415	12,368	11,699	11,025
	粗大ごみ処理施設 焼却対象物	120	143	160	285	257	253	239	224
	計	14,247	14,662	14,622	13,490	13,672	12,621	11,938	11,249
焼却処理量		14,247	14,662	14,662	13,490	13,672	12,621	11,938	11,249
処理後	資源化量	11	15	10	918	659	608	576	542
	焼却残渣量	1,803	1,816	1,739	654	934	862	815	768

表7-15 破碎選別量の見込み（目標達成時の場合）

(単位：t/年)

		実績					見通し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
搬入量	不燃ごみ	457	470	525	480	424	410	378	347	
	資源ごみ	425	420	446	433	406	387	373	357	
	その他ごみ	15	26	26	27	93	23	23	22	
	粗大ごみ	112	130	186	261	236	240	235	229	
	計	1,009	1,046	1,183	1,201	1,159	1,060	1,009	955	
処理量		1,009	1,046	1,183	1,247	1,159	1,060	1,009	955	
処理後	資源化量	紙パック	7	7	7	7	6	6	6	5
		金属類	275	289	334	255	219	205	187	171
		ガラス類	205	196	203	191	178	148	130	115
		ペットボトル	75	76	81	81	79	84	86	86
		白色トレイ	1	1	1	1	2	2	2	2
		容器包装プラ	72	75	82	89	85	103	113	120
		その他	15	24	26	105	93	23	23	22
		計	650	668	734	729	662	571	547	521
	焼却処理量	120	143	160	285	257	253	239	224	
処理残渣（最終処分量）		239	235	289	233	240	236	223	209	

表7-16 最終処分量の見込み（目標達成時の場合）

(単位：t/年)

		実績					見通し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
焼却残渣		1,803	1,816	1,739	654	934	862	815	768
破碎残渣		239	235	289	233	240	236	223	209
計		2,042	2,051	2,028	887	1,174	1,098	1,038	977

第8章 ごみの排出抑制方策

ごみ処理基本計画で取り組む施策の体系図を、図8-1に示します。それぞれの施策の住民・事業者・行政の取組を次に示します。

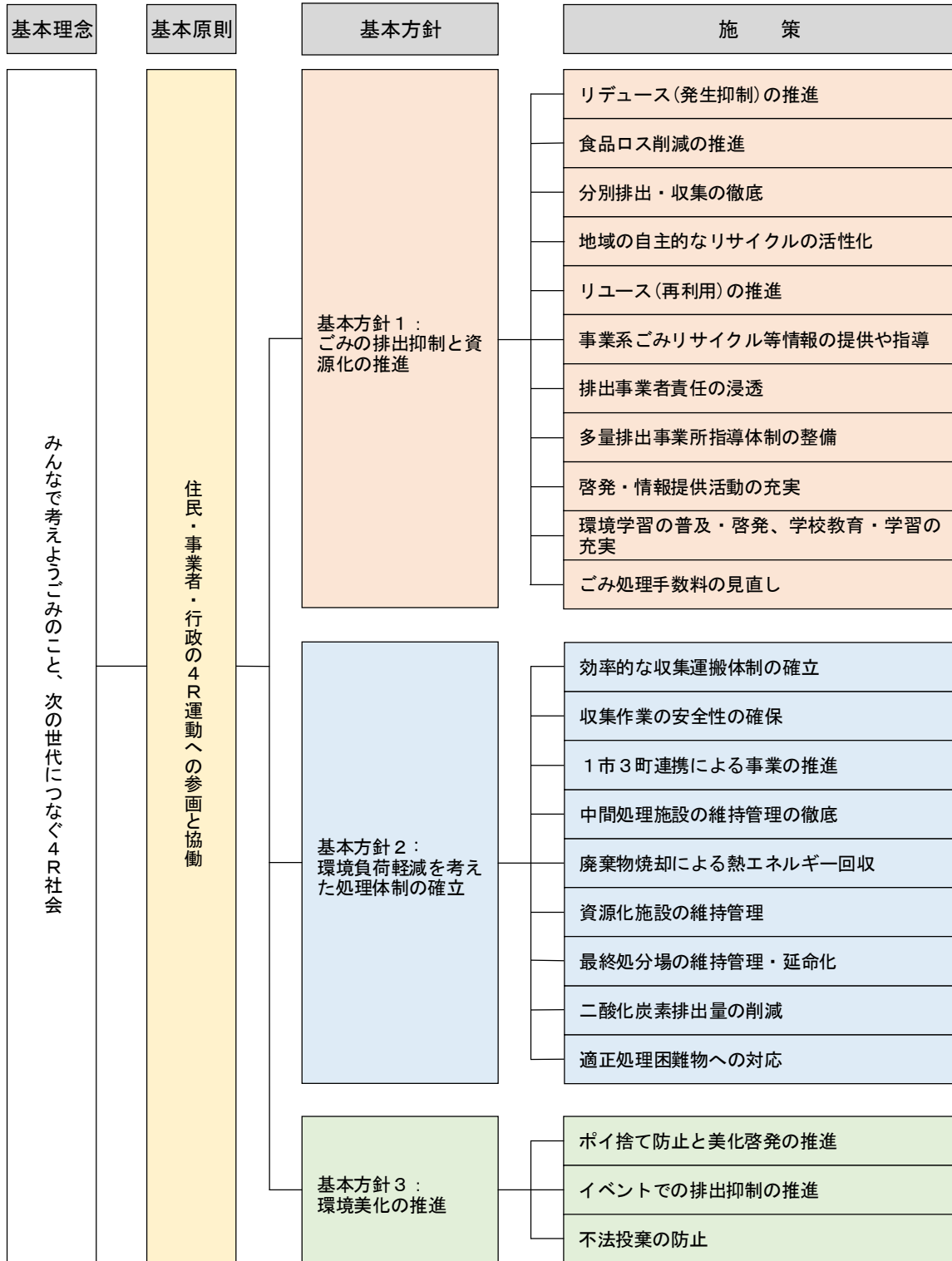


図8-1 施策体系図

基本方針1：ごみの排出抑制と資源化の推進

施策	取組		
	住民	事業者	行政(町・組合)
リデュース(発生抑制)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみをつくらないライフスタイルへの転換 ・マイバッグの持参 ・環境にやさしい買い物運動実施 ・生ごみ水切り ・剪定枝、草の乾燥 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい買い物運動(簡易包装、レジ袋・トレイ削減、ばら売り・量り売り等)実施 ・生ごみ水切り ・剪定枝、草の乾燥 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい買い物運動の推進 ・リサイクルイベントの開催 ・生ごみ水切りの推進 ・剪定枝、草の乾燥推進
食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・調理の工夫、食べ残しをしないなどの実践 ・水切りの徹底 ・コンポスター等の使用による生ごみ減量 	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ残し削減の工夫 ・食品廃棄物の自己処理 ・食品リサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に関する啓発 ・生ごみ処理機器等購入助成 ・堆肥化の推進、堆肥活用策の検討
分別排出・収集の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な分別排出 ・拠点回収への協力 ・店頭回収の積極的利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な分別排出 ・店頭回収の促進 ・各種リサイクル法に基づき資源化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別徹底の啓発強化 ・分別の手引き配布 ・啓発資料の多言語化 ・地域との連携 ・適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた働きかけ ・プラスチック製品の分別回収
地域の自主的なリサイクルの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収活動への助成 ・活動の情報提供
リユース(再利用)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し使用する ・リターナブル商品の使用 ・フリーマーケット等の活用 ・グリーン購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・再使用の推進 ・リサイクルショップ等の設立 ・グリーン調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品の情報提供 ・リサイクルショップの利用促進 ・グリーン購入への促進
事業系ごみリサイクル等情報の提供や指導		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量及び分別の徹底 ・従業員を対象とした学習会の実施 ・機密文書、シュレッダーごみ資源化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者への分別指導 ・リサイクル情報提供 ・適正処理パンフレットの発行 ・搬入検査の実施
排出事業者責任の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい商品の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任の認識と実行 ・環境にやさしい商品の開発 ・廃棄物の自主回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供 ・実施要請
多量排出事業所指導体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・計画書・報告書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理計画書提出要請の検討 ・立ち入り調査の検討
啓発・情報提供活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の削減、マイバッグ持参 ・詰め替え製品の購入 ・製品の長期使用 ・エコクッキング 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクル法への取組 ・環境にやさしい買い物運動 ・過剰包装の削減 ・電子化によるペーパーレス化の推進 ・環境配慮型店舗への転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生・排出抑制方法の周知 ・店舗へ要請 ・イベント会場でごみの減量や資源化をPR
環境学習の普及・啓発、学校教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会へ参加 ・ごみの分別、適正排出 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の充実 ・行政との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習プログラムの充実 ・各種団体との連携 ・副読本等による情報提供 ・出前講座の実施 ・学校との連携
ごみ処理手数料の見直し			<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ有料化の検討 ・ごみ処理手数料の見直し ・一般廃棄物処理システムによる評価の検討

基本方針 2：環境負荷軽減を考えた処理体制の確立

施策	取組		
	住民	事業者	行政(町・組合)
効率的な収集運搬体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しルールへの遵守 ・収集時間への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な分別排出 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な収集運搬体制の検討 ・新施設稼働に向けた収集運搬管理の見直し ・連携強化
収集作業の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底 		<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転、安全確認
1市3町連携による事業の推進			<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量施策統一化の検討 ・処理手数料統一化の検討
中間処理施設の維持管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集への協力 ・適正な分別排出 ・適正な自己搬入 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入ごみチェック体制の強化[太田三町組合] ・施設整備体制の充実[太田三町組合] ・安全・安定的な処理[太田三町組合] ・効率的な施設運営[太田三町組合]
廃棄物焼却による熱エネルギー回収			<ul style="list-style-type: none"> ・発熱・余熱利用設備の整備[太田三町組合] ・余剰電力の売却[太田三町組合]
資源化施設の維持管理			<ul style="list-style-type: none"> ・資源化施設の補修・維持管理[太田三町組合]
最終処分場の維持管理・延命化			<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化の啓発 ・大泉町外二町最終処分場の将来活用の検討[大泉二町組合] ・焼却灰資源化等最終処分方法の検討
二酸化炭素排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・収集時間への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない製品の選択、車の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車両低公害車へ更新 ・排出抑制の啓発、EV又はハイブリッド車導入 ・中間処理施設の適正管理[太田三町組合]
適正処理困難物への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な分別排出 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた働きかけ

注) 大泉二町組合とは、大泉町外二町環境衛生施設組合を、太田三町組合とは、太田市外三町広域清掃組合を示します。

基本方針 3 : 環境美化の推進

施策	取組		
	住民	事業者	行政(町・組合)
ポイ捨て防止と美化啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンへの参加 ・ボランティアへの参加 ・美化意識の向上 ・道路愛護運動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンへの参加 ・ボランティアへの参加 ・地域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への啓発 ・広報、インターネットによる啓発 ・横断幕、懸垂幕、のぼり等の設置による啓発 ・ポイ捨て防止推進事業 ・利根川河川敷清掃の実施
イベントでの排出抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントへの参加 ・分別の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカップ、マイはし持参の呼びかけ ・ごみ持ち帰り、分別排出の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカップ、マイはし持参の呼びかけ ・ごみ持ち帰り、分別排出の周知
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・行政への通報 ・地域清掃の実施 ・自主パトロールの実施 ・情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政への通報 ・地域清掃の実施 ・自主パトロールの実施 ・情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの実施 ・周辺自治体、県、警察との協力体制 ・情報の提供





第9章 将来のごみ分別区分及びごみ処理フロー

第1節 将来のごみ分別区分

将来のごみ分別区分を、表9-1に示します。

資源ごみに関して、令和6年度からプラスチック製品の分別収集及び再商品化を実施します。

表9-1 将来の分別区分（分別収集）

分別区分	主なごみの種類		
可燃ごみ(燃えるごみ)	リサイクルに適さない紙類、木くず、衣類、布、台所から出る生ごみ など		
不燃ごみ(燃えないごみ)	金属類（鍋、フライパンなど）、ガラス類、割れたビン、汚れたカン など		
不燃性粗大ごみ	大型の燃えないごみ など		
可燃性粗大ごみ	大型の燃えるごみ など		
資源ごみ	ペットボトル	PET識別マークがあるプラスチックボトル 例)食品用	
	白色トレイ	プラ識別マークがあるもの 白色(真っ白)の発泡スチロール製の食品用トレイ 例)鮮魚、精肉、惣菜、青果など	
	紙パック	紙パック識別マークがあるもの 例)牛乳パック、果汁ジュースパックなど	
	その他プラスチック(容器包装類)	プラ識別マークがあるもの 例)品物が包まれた容器包装類、色つきトレイ、卵や豆腐のパック、シャンプー等のボトル類、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロールなど	
	ビン	無色透明・茶色・その他の色 例)食品用、化粧品用	
	カン	スチール・アルミ 例)食品用	
	紙類	古新聞・古雑誌・段ボール・その他の紙	
	布類	古布	
	プラスチック製品	プラスチックでできたもの 例)くし、バケツ、おもちゃなど	
危険ごみ	乾電池	筒型・ボタン乾電池・充電用電池	
	電子たばこ	電子たばこ・加熱式たばこ	
	蛍光管・電球 体温計・血圧計 (水銀含む)	蛍光管(直管・環状・LEDタイプ)、電球、水銀体温計・血圧計、電子体温計・血圧計	
	ライター	使い捨てライター など	
	スプレー缶・カセットボンベ	化粧品・整髪料・塗料・殺虫剤・消臭剤・カセットボンベなど	

第2節 将来のごみ処理フロー

将来のごみ処理フローを、図9-1に示します。

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ及び資源ごみは、引き続き太田市外三町広域清掃組合の処理施設で適正に処理を行います。

拠点回収等の資源ごみについては、町が民間業者と通じて資源化することを継続します。なお、プラスチック製品に関して、再商品化事業者の選定にあたっては、(公財)日本容器包装リサイクル協会登録事業者に限らず、その他の再生業者も含めて幅広く情報収集を行い、事業者を選定します。また、収集にあたっては大泉町外二町環境衛生施設組合が計画している焼却施設跡地を利用したマテリアルリサイクル推進施設（以下「ストックヤード」という。）の活用を検討します。

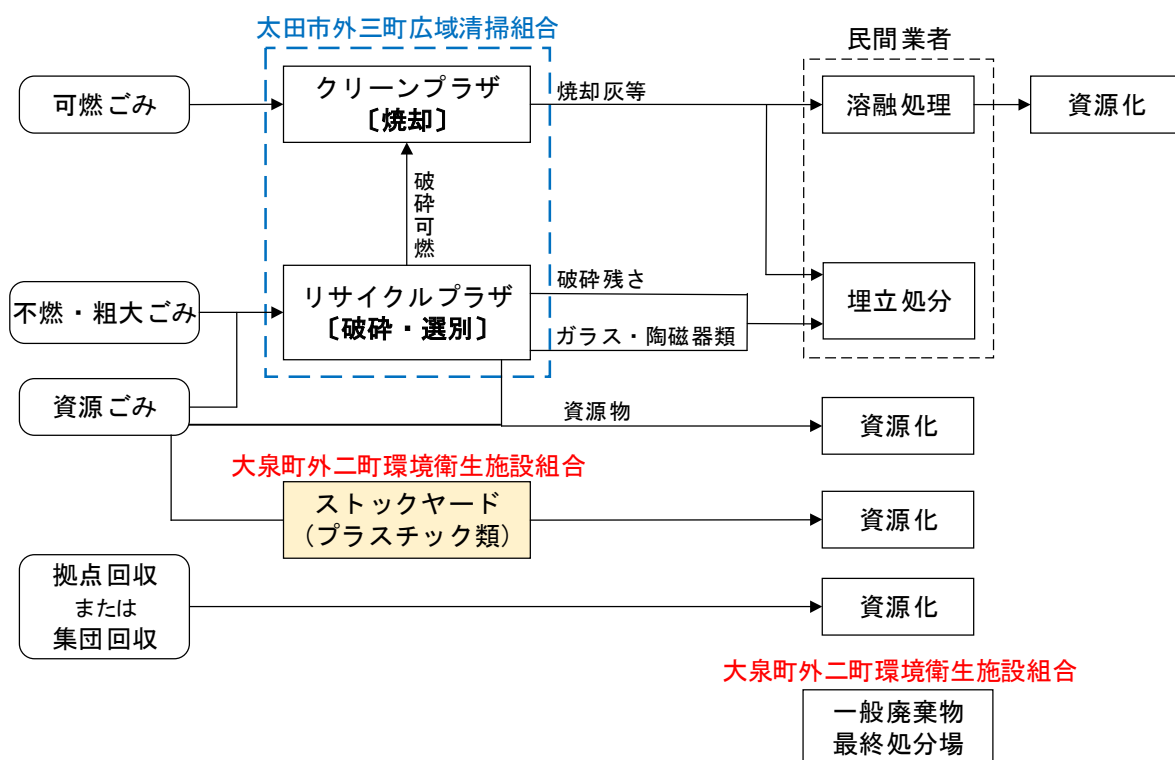


図9-1 将来のごみ処理フロー

第10章 ごみの適正処理計画

第1節 収集運搬計画

第1項 収集運搬の方針

収集運搬は、安全かつ効率的な収集運搬体制を維持することで、住民の清潔で快適な生活環境の保全に努めます。

第2項 収集運搬の主体

家庭系ごみの収集運搬は、町が主体となって行います。事業系ごみの収集運搬は、町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者が行うこととします。

第3項 収集運搬方法及び量

(1) 収集運搬方法

家庭系ごみの収集方式は、ごみの分別区分により基本的にステーション回収（粗大ごみ除く。）とします。粗大ごみは大泉町外二町清掃センターへの自己搬入とします。

(2) 収集運搬量

収集運搬量を、表 10-1 に示します。

表 10-1 収集運搬量の見込み

(単位：t/年)

		実 績				見 通 し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
家庭系ごみ	可燃ごみ	10,015	10,132	10,303	10,487	10,532	9,591	9,020	8,447
	不燃ごみ	448	458	516	457	394	380	349	319
	資源ごみ	699	590	676	687	668	649	632	612
	その他ごみ	15	23	26	27	93	97	97	93
	粗大ごみ	102	129	184	178	147	150	146	142
	計	11,279	11,332	11,705	11,836	11,834	10,867	10,244	9,613

第2節 中間処理計画

第1項 中間処理の方針

本町の中間処理は、太田市外三町広域清掃組合での処理を継続します。太田市外三町広域清掃組合の処理方針を以下に示します。

■太田市外三町広域清掃組合の処理方針

太田市外三町広域清掃組合では、ごみの減量、再資源化を更に推進し、地球環境の保全と資源の有効利用を図り、資源循環型社会の構築を目指した事業に取り組んでいきます。

第2項 中間処理の主体

中間処理は、基本的に現行と同様、太田市外三町広域清掃組合が主体となり行います。

第3項 中間処理方法及び量

(1) 中間処理方法

可燃ごみはごみ焼却施設で焼却処理を行います。

不燃ごみ及び粗大ごみは破碎処理し、可燃性破碎残渣、不燃性破碎残渣、資源物に選別します。可燃性破碎残渣はごみ焼却施設で焼却処理を行います。不燃性破碎残渣は埋立処分を行います。資源物は資源化を行います（P55 図9-1 参照）。

(2) 中間処理量

焼却施設及び粗大ごみ処理施設の処理量を、表10-2～表10-5に示します。

表10-2 焼却処理量の見込み（三町合計）〔再掲〕

（単位：t/年）

		実績					見通し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
搬入量	直接焼却量	27,110	26,962	27,877	24,065	24,218	22,687	21,532	20,366
	粗大ごみ処理施設 焼却対象物	230	274	306	540	470	457	430	404
	計	27,340	27,236	28,183	24,605	24,688	23,144	21,962	20,770
	焼却処理量	27,340	27,236	28,183	24,605	24,688	23,144	21,962	20,770
処理後	資源化量	608	27	892	1,675	1,183	1,108	1,053	997
	焼却残渣量	3,385	3,372	2,726	1,193	1,045	966	914	862

表10-3 焼却処理量の見込み〔再掲〕

（単位：t/年）

		実績					見通し		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
搬入量	直接焼却量	14,127	14,519	14,462	13,205	13,415	12,368	11,699	11,025
	粗大ごみ処理施設 焼却対象物	120	143	160	285	257	253	239	224
	計	14,247	14,662	14,622	13,490	13,672	12,621	11,938	11,249
	焼却処理量	14,247	14,662	14,622	13,490	13,672	12,621	11,938	11,249
処理後	資源化量	11	15	10	918	659	608	576	542
	焼却残渣量	1,803	1,816	1,739	654	934	862	815	768

表 10-4 破碎選別量の見込み（三町合計）〔再掲〕

(単位：t/年)

		実績					見通し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
搬入量	不燃ごみ	874	895	1,020	821	715	684	626	575	
	資源ごみ	815	803	850	921	741	721	699	674	
	その他ごみ	29	47	49	57	122	53	52	51	
	粗大ごみ	223	262	367	499	449	451	441	430	
	計	1,941	2,007	2,286	2,298	2,027	1,909	1,818	1,730	
処理量		1,941	2,007	2,286	2,327	2,027	1,909	1,818	1,730	
処理後	資源化量	紙パック	13	13	13	13	11	11	11	10
		金属類	528	552	638	486	400	389	366	342
		ガラス類	394	375	387	362	324	271	235	207
		ペットボトル	144	146	155	154	144	154	156	155
		白色トレイ	1	1	2	2	4	4	4	4
		容器包装プラ	138	144	156	168	155	189	204	215
		その他	30	45	49	177	172	100	97	94
	計	1,248	1,276	1,400	1,362	1,210	1,118	1,073	1,027	
	焼却処理量		230	274	306	540	470	457	430	404
	処理残渣（最終処分量）		463	457	580	425	311	309	295	279

表 10-5 破碎選別量の見込み〔再掲〕

(単位：t/年)

		実績					見通し			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
搬入量	不燃ごみ	457	470	525	480	424	410	378	347	
	資源ごみ	425	420	446	433	406	387	373	357	
	その他ごみ	15	26	26	27	93	23	23	22	
	粗大ごみ	112	130	186	261	236	240	235	229	
	計	1,009	1,046	1,183	1,201	1,159	1,060	1,009	955	
処理量		1,009	1,046	1,183	1,247	1,159	1,060	1,009	955	
処理後	資源化量	紙パック	7	7	7	7	6	6	6	5
		金属類	275	289	334	255	219	205	187	171
		ガラス類	205	196	203	191	178	148	130	115
		ペットボトル	75	76	81	81	79	84	86	86
		白色トレイ	1	1	1	1	2	2	2	2
		容器包装プラ	72	75	82	89	85	103	113	120
		その他	15	24	26	105	93	23	23	22
	計	650	668	734	729	662	571	547	521	
	焼却処理量		120	143	160	285	257	253	239	224
処理残渣（最終処分量）		239	235	289	233	240	236	223	209	

第3節 最終処分計画

第1項 最終処分の方針

最終処分は、基本的に資源化・中間処理により減量化を図った上で最終的に残ったものを、最終処分場に埋め立てることによって無害化、安定化を図ります。

最終処分場の運営にあつては、浸出水処理施設の適切な管理をはじめとして周辺環境への影響の低減に十分注意し、住民の理解と信頼を得るよう努めます。

第2項 最終処分の主体

最終処分場は、基本的に現行と同様、大泉町外二町環境衛生施設組合が主体となって実施します。

なお、最終処分場では、引き続き処分場内で発生した脱水汚泥等を処理します。

第3項 最終処分量

ここでは、中間処理（太田市外三町クリーンプラザ及び太田市外三町リサイクルプラザ）後の埋立処分量を示します。中間処理後の処理残渣は、民間の最終処分場で埋立処分を行っています。その量を、表 10-6 及び表 10-7 に示します。

表 10-6 最終処分量の見込み（三町合計）〔再掲〕

（単位：t/年）

	実 績					見 通 し		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
焼却残渣	3,385	3,372	2,726	1,193	1,045	966	914	862
破碎残渣	463	457	580	425	311	309	295	279
計	3,848	3,829	3,306	1,618	1,356	1,275	1,209	1,141

注) 中間処理（太田市外三町クリーンプラザ及び太田市外三町リサイクルプラザ）後の埋立処分量を示しています。

表 10-7 最終処分量の見込み〔再掲〕

（単位：t/年）

	実 績					見 通 し		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
焼却残渣	1,803	1,816	1,739	654	934	862	815	768
破碎残渣	239	235	289	233	240	236	223	209
計	2,042	2,051	2,028	887	1,174	1,098	1,038	977

注) 中間処理（太田市外三町クリーンプラザ及び太田市外三町リサイクルプラザ）後の埋立処分量を示しています。

第11章 ごみ処理施設の整備計画

大泉町外二町環境衛生施設組合においては、さらなる資源化に向け、ストックヤードの整備を計画します。その概要等を以下に示します。

第1節 施設整備の概要

ストックヤードを、表 11-1 のとおり整備します。対象物はプラスチック製品等とします。

表 11-1 スtockヤードの概要

施設名称	(仮称)大泉町外二町環境衛生施設組合ストックヤード
設置主体	大泉町外二町環境衛生施設組合
設置場所	大泉町大字上小泉 330 番地の 1 (大泉町外二町清掃センター焼却施設跡地)
施設規模	約 400 m ²
処理方式	一時保管
供用開始	令和 9 年 4 月 (予定)

第2節 事業費及び財源計画

ストックヤード整備については、大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設を解体し、跡地にストックヤードの整備を一体とした事業を行う場合、解体撤去費用についても循環型社会形成推進交付金の対象とされ、事業費の 1/3 が国から交付されます。

また、交付対象事業には、解体撤去に当たっての基本設計、発注仕様書の作成及びダイオキシン類調査等も含まれます。

一方、跡地利用の目的がなく更地にした後、跡地にストックヤードを整備した場合、解体撤去費用に係る国からの交付金制度はありません。

このため、旧焼却施設の解体と、跡地にストックヤードの整備を一体化して事業を行うことは、大泉町外二町環境衛生施設組合及び本町の財政上大きなメリットがあります。

表 11-2 概算事業費の内訳

(単位：千円)

		総事業費	交付対象
旧 焼 却 施 設	解体工事	1,207,349	1,135,805
	施工監理	18,722	10,000
ス ト ッ ク ヤ ー ド	実施設計	13,376	10,700
	建設工事	150,000	120,000
	施工監理	10,000	3,000
計		1,399,447	1,279,505

第3節 施設整備スケジュール

概略整備スケジュールを、表 11-3 に示します。大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設解体撤去工事は令和 6 年度～令和 7 年度、ストックヤード整備工事は令和 8 年度となります。

表 11-3 概略整備スケジュール

事業名		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
旧 焼 却 施 設	解体に係る 調査・設計等					
	解体工事					
ス ト ック ヤ ード	実施設計等					
	整備工事					

第12章 その他の計画

以下に示す項目の取組について整理します。

第1節 事業者の協力

町は、製造者等に対して、ごみの排出抑制に努めるとともに、ごみを資源化等するための自主回収ルートの確立や、流通資材等の再生品利用の推進等の啓発や取組を促進し、事業者の協力を要請します。

第2節 災害廃棄物対策

施設の被害状況を踏まえ、災害に対する危機管理体制の充実・強化を図ります。また、大泉町災害廃棄物処理計画を踏まえ、群馬県や他市町村、組合と連携し、災害発生時における災害廃棄物処理の適正かつ円滑な対応に努めます。

第3節 不法投棄・不適正処理対策

① 不法投棄対策

不法投棄の多い地点を把握し、定期的にパトロールするとともに、監視カメラの設置、不法投棄防止啓発看板の設置など監視体制の強化、拡大を図ります。

住民、警察、土地所有者及び管理者と協力して、不法投棄に関する情報の収集や防止対策を推進することにより、不法投棄させない環境を構築します。

② 不適正処理対策

適正処理困難物については、今後とも収集・運搬・受入を行わないものとし、排出者に対して処理委託先の紹介等を行います。

生活排水処理基本計画

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

群馬県では、「群馬県環境基本計画」「群馬県循環型社会づくり推進計画」のほかに、「群馬県汚水処理計画」を策定しています。

「群馬県汚水処理計画」は、下水道や農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽などの各種汚水処理事業を効率的に配置し、生活環境の改善（便所の水洗化など）を図るとともに、県民にとって最良の水環境を取り戻すこと、利根川の最上流県として期待される河川環境の整備を目指すことを目的として平成9年度に策定されました。

また、令和3年度末には群馬県の汚水処理人口普及率が83.1%に向上しましたが、全国平均の92.6%を下回っている状況を踏まえ、「美しく良好な環境の保全」を重点政策のひとつとし、令和5年3月に同計画を改定しています。

このような社会経済情勢の変化や群馬県の計画の改定等を受け、生活排水処理基本計画では、これまでの環境行政の成果などを踏まえ、本町の生活排水を適正に処理し、長期的かつ総合的な視野に立った基本的な方針を定めるものとします。

第2節 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理と生活排水処理の2編で構成されます。

生活排水処理基本計画は、一般廃棄物のうち、生活排水処理についての基本計画を定めます。

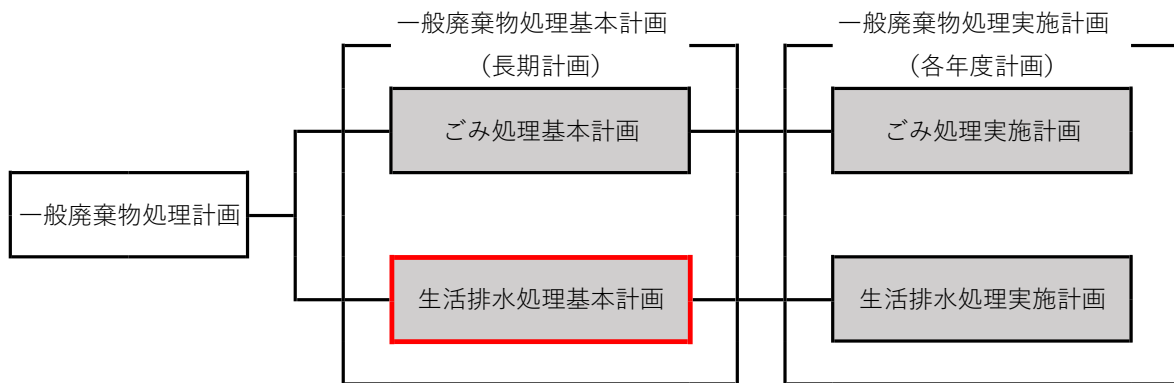


図1-1 計画の位置づけ

第3節 計画の範囲

生活排水処理基本計画の範囲は、図1-2に示す本町全域の一般廃棄物のうち、ごみを除いた「生活排水」とします。

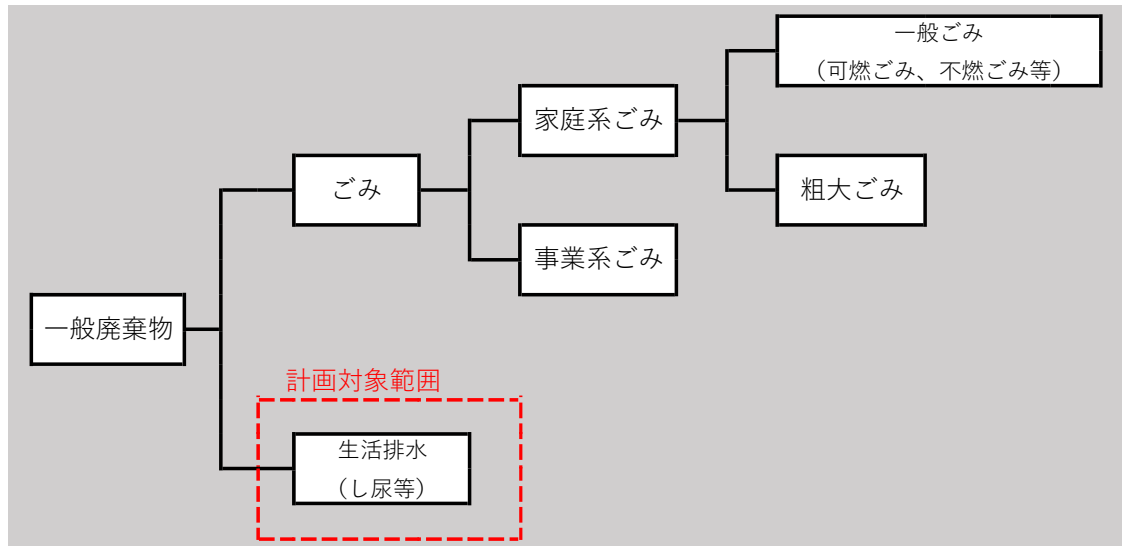


図1-2 廃棄物の区分

第2章 生活排水の概況

第1節 生活排水処理体制

本町の生活排水は、下水道による処理と、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り槽（以下「浄化槽等」という。）の個別処理によって行われています。

下水道は、大泉町、太田市、千代田町及び邑楽町を西邑楽処理区として整備され、西邑楽水質浄化センターにて処理されています。

浄化槽等から生じたし尿及び浄化槽汚泥については、大泉町衛生センターへ搬入され、処理されています。なお、大泉町衛生センターでは、「邑楽町し尿及びし尿浄化槽汚でい処理に関する事務の事務委託に関する規約」に基づき、邑楽町のし尿及び浄化槽汚泥の処理も行っています。

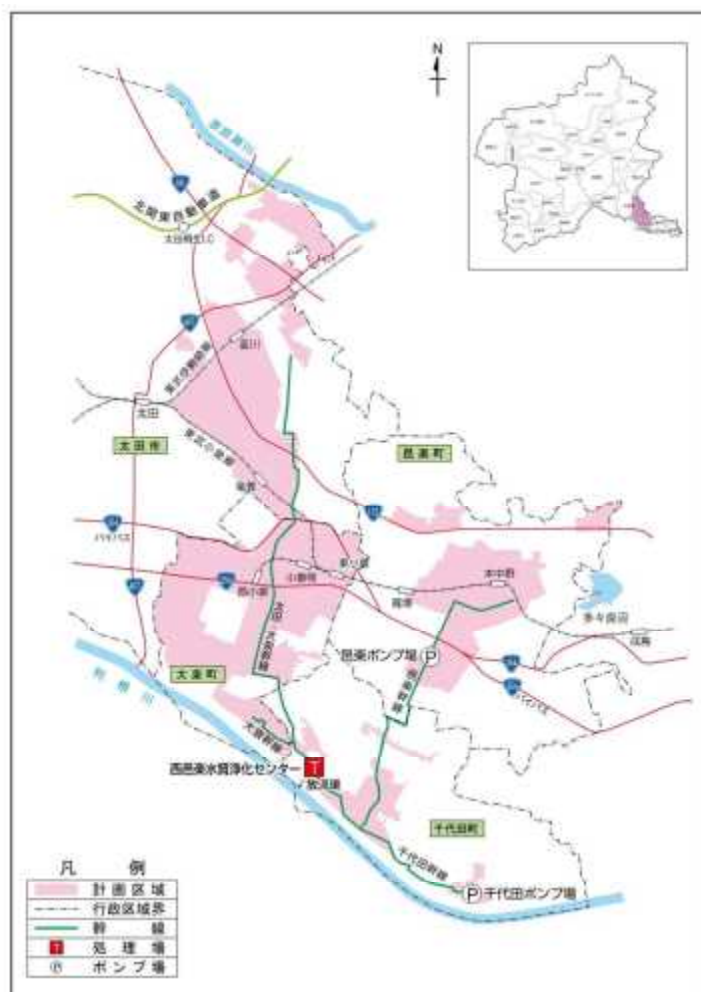
第2節 下水道

大泉町、太田市、千代田町及び邑楽町を西邑楽処理区として整備された、流域下水道を利用しています。下水道によって運ばれた生活排水は、西邑楽水質浄化センターにて処理されています。

表 2-1 流域下水道（西邑楽水質浄化センター、令和3年度時点）

区分	全体計画	都市計画決定	下水道法事業認可	現況
告示又は認可日		平成2年12月4日	平成24年3月6日	
目標又は事業年度	令和22年度		平成3年度～令和8年度	
関連市町数	4市町	4市町	4市町	4市町
処理区域面積（ヘクタール）	2,229		1,108	804
処理区域人口（千人）	73		40.5	32.4
処理能力（日最大） （千立方メートル/日）	33.1		19.2	19.2
管渠延長（キロメートル）	21.4（4幹線）	16.7（4幹線）	19.4（2幹線）	19.3（2幹線）
ポンプ場（箇所）	1	2	1	1
処理場面積（ヘクタール）	10	10	10	10

※関連市町：大泉町、太田市、千代田町、邑楽町



資料：令和元年度事業年報 群馬県下水道総合事務所

図 2-1 西邑楽処理区計画区域図

第3節 浄化槽等の収集運搬体制

浄化槽等のし尿及び浄化槽汚泥は、町が許可した収集業者に町民が直接、収集を依頼することで、収集・運搬が行われます。収集・運搬車両はバキューム車でを行っています。生活雑排水槽については排出者自ら清掃を行い、発生した汚泥は乾燥させ、燃えるごみとして太田市外三町クリーンプラザへ搬入することとします。表 2-2 に、本町の一般廃棄物の収集運搬についての手数料を示します。

表 2-2 一般廃棄物収集運搬の手数料

種別	区分	単位	金額	対象
し尿	普通手数料	36 リットルにつき	220 円	普通世帯
	特別手数料	36 リットルにつき	200 円	官公庁、会社、事業所等不特定多数の者が使用する施設 その他町長が認めたもの

第4節 浄化槽等の中間処理状況

第1項 中間処理体制(し尿処理施設)

大泉町衛生センターの施設概要を、表 2-3 に示します。

表 2-3 大泉町衛生センター

施設名	大泉町衛生センター
所在地	大泉町仙石二丁目 28 番 1 号
敷地面積	8439.22 m ²
処理能力	80kl/日
形式	湿式酸化処理+標準脱窒素処理+凝集分離+高度処理
竣工	昭和 55 年 3 月

第2項 放流水質

大泉町衛生センターにおいて処理後に発生する放流水は、大泉主幹排水路を經由して利根川に放流されます。大泉町衛生センターの放流水質を、表 2-4 に示します。

表 2-4 放流水質(令和 4 年度時点)

区 分	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	浮遊物質 (SS) (mg/l)
町 設 定 値	5.8 以上~8.6 以下	10	10
環境省基準値	5.8 以上~8.6 以下	20	70
4 月	7.1	2.5	2.8
5 月	7.2	<1.0	<1.0
6 月	7.4	1.6	<1.0
7 月	7.0	<1.0	<1.0
8 月	7.2	1.6	<1.0
9 月	7.5	1.4	<1.0
10 月	7.4	1.8	<1.0
11 月	7.6	1.7	<1.0
12 月	7.7	1.1	<1.0
1 月	7.5	2.2	<1.0
2 月	7.2	1.4	<1.0
3 月	7.3	1.6	<1.0

第3項 し尿及び浄化槽汚泥の発生量

し尿及び浄化槽汚泥の発生量については、やや増加している傾向があります。

し尿は、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換による減少が見られます。浄化槽汚泥については、下水道接続による減少のほかに、汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換により汚泥が増加するため、総量としては緩やかに増加しています。し尿及び浄化槽汚泥の発生量を、表2-5及び図2-2に示します。

表2-5 し尿及び浄化槽汚泥の発生量

(単位：kl/年)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大泉町	し尿	2,669	2,450	2,295	2,193	1,835
	浄化槽汚泥	11,379	11,730	11,741	12,019	13,170
	小計	14,048	14,180	14,036	14,212	15,005
邑楽町	し尿	2,610	2,299	2,229	2,017	1,862
	浄化槽汚泥	7,918	8,077	7,884	8,065	7,650
	小計	10,528	10,376	10,113	10,082	9,512
合計		24,576	24,556	24,149	24,294	24,517
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大泉町	し尿	1,614	1,331	1,184	1,109	1,138
	浄化槽汚泥	14,957	14,346	14,436	14,804	16,364
	小計	16,571	15,677	15,620	15,913	17,502
邑楽町	し尿	1,895	1,859	1,780	1,647	1,593
	浄化槽汚泥	8,374	8,391	8,007	8,603	9,150
	小計	10,269	10,250	9,787	10,250	10,743
合計		26,840	25,927	25,407	26,163	28,245
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大泉町	し尿	916	982	1,013	940	855
	浄化槽汚泥	19,059	19,623	20,256	20,233	20,761
	小計	19,975	20,605	21,268	21,173	21,616
邑楽町	し尿	1,442	1,103	1,056	1,014	919
	浄化槽汚泥	9,403	9,519	9,714	9,517	8,298
	小計	10,844	10,622	10,770	10,531	9,217
合計		30,820	31,227	32,039	31,704	30,832

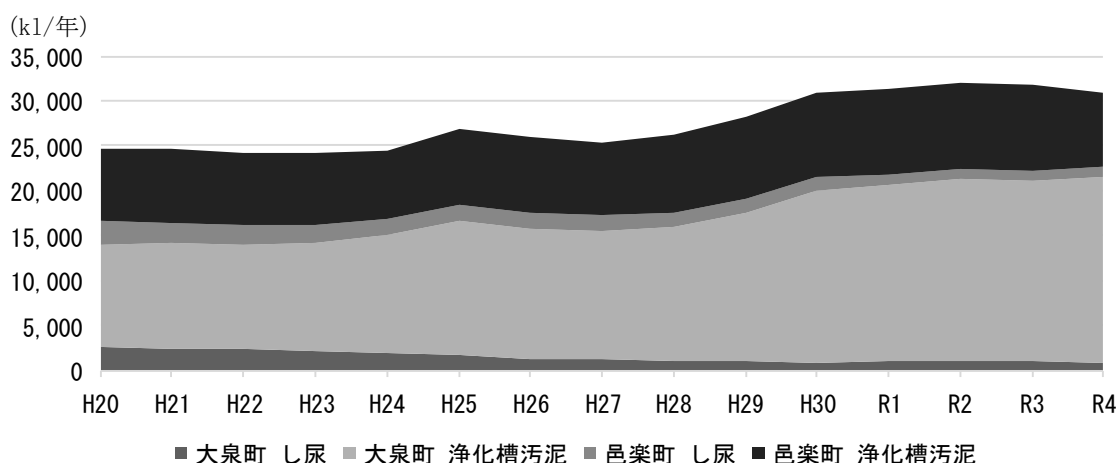


図 2-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

第5節 浄化槽等の最終処分状況

第1項 最終処分体制

し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い排出される脱水汚泥について、最終処分場を所有していないため、大泉町衛生センターから搬出される脱水汚泥の最終処分については、民間の処理施設で委託処分を行っています。

第2項 最終処分量

脱水汚泥の最終処分量の実績を、表 2-6 に示します。本町及び邑楽町脱水汚泥の最終処分量は、令和元年度に大きく増加していますが、全体的には減少傾向にあります。最終処分量の推移を、図 2-3 に示します。

表 2-6 脱水汚泥最終処分量の実績

(単位：kg/年)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
大泉町	96,914	82,690	75,861	67,883	72,901
邑楽町	72,516	60,620	54,709	48,157	46,219
最終処分量	169,430	143,310	130,570	116,040	119,120
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大泉町	80,506	85,438	84,335	55,237	75,981
邑楽町	49,974	55,782	52,795	35,613	46,569
最終処分量	130,480	141,220	137,130	90,850	122,550
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
大泉町	76,937	108,676	79,813	64,155	65,824
邑楽町	41,793	55,984	40,387	31,885	28,076
最終処分量	118,730	164,660	120,200	96,040	93,900

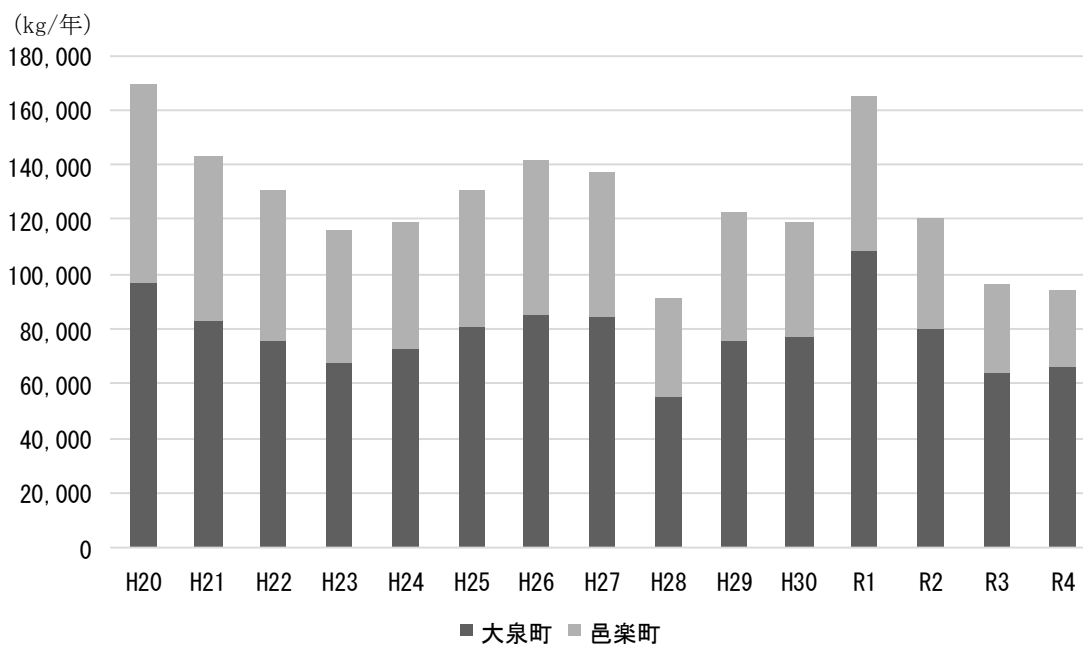


図 2-3 脱水汚泥最終処分量の推移

第3章 生活排水処理の基本方針と基本的な取組

第1節 生活排水処理の基本方針

昨今、水質汚濁の主因は、工場や事業所等からの排水から、台所や風呂等からの生活排水に移行してきています。利根川の最上流県として期待される河川環境の整備を目指し、良好な水辺環境とその周辺を含めた自然豊かな空間を維持していくために、これまでの生活排水対策を継続・発展させていく必要があります。

第2節 生活排水処理の基本的な取組

第1項 公共下水道整備事業の推進

(1) 下水道の整備に係る取組

下水道幹線管渠、面整備管の整備にあたり、社会資本整備総合交付金等の国庫交付金を活用し計画的に整備推進に取り組みます。また、供用開始済みの区域については、下水道への接続の促進に努めます。

(2) 下水道接続の促進

下水道の普及促進を図ることを目的に、処理区域内において、下水道に接続するために浄化槽を廃止する経費の補助を行います。また、公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子の補給を行います。

第2項 合併処理浄化槽の普及促進

(1) 合併処理浄化槽の設置費補助

公共下水道の整備が当分の間見込まれない地域において、水質浄化に効果のある合併処理浄化槽を普及するため、浄化槽（5～10人槽）の設置又は転換（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換設置）にかかる費用の一部を補助します。

(2) 普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報おおいずみ、ホームページ及びイベント等の機会を利用して啓発を行います。

第3項 し尿処理施設の維持管理

大泉町衛生センターは老朽化が進行していることから、整備計画に基づき、延命化・長寿命化を図るため適正な維持管理・補修を行い、処理能力の維持に努めます。

第3節 計画の見直し

事業の実施効果を検証するため、生活排水処理基本計画及び関連計画の実施状況を把握し、社会経済情勢の変化、国や県の動向などに応じ、必要に応じて見直しを行います。

大泉町一般廃棄物処理基本計画（素案）

発行 令和6年2月

編集 大泉町 都市建設部 環境整備課

〒370-0595

住所 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

TEL 0276-63-3111 FAX 0276-63-3921

E-mail kankyo@town.oizumi.gunma.jp
